

平成 29 年

三重県議会定例会会議録

(3 月 6 日)
(第 7 号)

第7号
3月6日

平成29年

三重県議会定例会会議録

第 7 号

○平成29年3月6日（月曜日）

議事日程（第7号）

平成29年3月6日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第73号から議案第100号まで及び議案第102号
〔委員会付託〕
- 第3 議案第101号
〔委員長報告、採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第73号から議案第100号まで及び議案第102号
- 日程第3 議案第101号

会議に出欠席の議員氏名

- 出席議員 48名
- | | | | |
|---|---|-----|-----|
| 1 | 番 | 芳 野 | 正 英 |
| 2 | 番 | 中瀬古 | 初 美 |
| 3 | 番 | 廣 | 耕太郎 |
| 4 | 番 | 山 内 | 道 明 |
| 5 | 番 | 山 本 | 里 香 |

6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	北川	裕之
28	番	村林	聡
29	番	小林	正人
30	番	服部	富男
31	番	津田	健児
32	番	中嶋	年規
33	番	奥野	英介
34	番	今井	智広

35	番	長	田	隆	尚
36	番	舘		直	人
37	番	日	沖	正	信
38	番	前	田	剛	志
39	番	舟	橋	裕	幸
40	番	三	谷	哲	央
41	番	中	村	進	一
43	番	青	木	謙	順
44	番	中	森	博	文
45	番	前	野	和	美
46	番	水	谷		隆
47	番	山	本		勝
48	番	山	本	教	和
49	番	西	場	信	行
50	番	中	川	正	美
(20	番	欠			員)
(42	番	欠			番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長		福	田	圭	司
書 記 (事務局次長)		原	田	孝	夫
書 記 (議事課長)		榎	屋		眞
書 記 (企画法務課長)		佐々	木	俊	之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)		西	塔	裕	行
書 記 (議事課主幹)		川	北	裕	美
書 記 (議事課主査)		松	本		昇

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	渡 邊 信一郎
危機管理統括監	稲 垣 清 文
防災対策部長	福 井 敏 人
戦略企画部長	西 城 昭 二
総 務 部 長	嶋 田 宜 浩
健康福祉部長	伊 藤 隆
環境生活部長	田 中 功
地域連携部長	服 部 浩
農林水産部長	吉 仲 繁 樹
雇用経済部長	廣 田 恵 子
県土整備部長	水 谷 優 兆
健康福祉部医療対策局長	松 田 克 己
健康福祉部子ども・家庭局長	岡 村 昌 和
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	亀 井 敬 子
雇用経済部観光局長	水 島 徹
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	村 上 亘
企 業 庁 長	松 本 利 治
病院事業庁長	加 藤 敦 央
会計管理者兼出納局長	城 本 曉
教育委員会委員長	森 脇 健 夫
教 育 長	山 口 千代己

公安委員会委員長
警察本部長

山本 進
森元 良幸

代表監査委員
監査委員事務局長

福井 信行
小林 源太郎

人事委員会委員
人事委員会事務局長

戸神 範雄
青木 正晴

選挙管理委員会委員

落合 隆

労働委員会事務局長

田畑 知治

午前10時0分開議

開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中村進一） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

付託議案の審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、さきに提出されました議案第100号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおきます。

以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
101	平成28年度三重県一般会計補正予算（第8号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成29年3月2日

三重県議会議長 中村 進一 様

予算決算常任委員長 館 直人

人委第182号

平成29年3月3日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条第2項の規定による条例案に対する意見について

平成29年3月2日付け三議第232号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第100号 知事等の給与の特例に関する条例案

別 紙

知事等の給与の特例に関する条例案に対する人事委員会の意見

知事等の給与の特例に関する条例案は、県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与を特例的に減ずるものです。

この措置は、地方公務員法に規定する職員の給与決定の原則とは異なるものであり、労働基本権が制約されていることに対する代償措置と位置付けられた人事委員会の給与勧告制度の根幹にかかわるものです。このような給与の減額措置を行うことは遺憾であります。

本委員会としては、給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準が確保されることを望みます。

質 問

○議長（中村進一） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。46番 水谷 隆議員。

〔46番 水谷 隆議員登壇・拍手〕

○46番（水谷 隆） どうもおはようございます。自民党、員弁郡・いなべ市選出の水谷でございます。

議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、中小企業、小規模企業の振興についてお聞きしたいと思います。三重県中小企業・小規模企業振興条例については、アベノミクスによる経済政策が行われ、その効果もあり、先般の全員協議会での来年度当初予算の説明であったように、三重県でも有効求人倍率が1.4倍を超える水準で推移、また、県内総生産（名目）については3年連続で増加となるなど改善の傾向にあります。特に、雇用情勢については先日発表された平成29年1月の有効求人倍率が1.46倍と、リーマンショック以前の水準となっております。

アベノミクス効果による景気実感の回復を県内各地域へさらに浸透させていくためには、やはり県内の中小企業、小規模企業をしっかりと意識した産業振興政策が大事になってくるというふうに思います。

三重県においても、鈴木知事就任以後、リーマンショックによる影響を踏まえ、平成24年7月にみえ産業振興戦略を策定し、この戦略に基づき地域経済の活性化に力を入れてきたところであります。

県は、先頭に立って中小企業、小規模企業の特성에応じた支援を行うとともに、特に小規模企業に配慮した支援を行うということで、平成26年4月に三重県中小企業・小規模企業振興条例を策定、施行しました。

条例の策定に当たっては、県議会において常任委員会を中心に様々な調査、審査を行ってきて、そして、この三重県中小企業・小規模企業振興条例の制定から間もなく3年が経過することになっております。

平成29年度の当初予算については、さきに先月13日の全員協議会で説明があったが、その中で、施策321中小企業・小規模企業の振興の施策で、来年度も力を入れてやってもらえると考えております。

一方、地域の声に耳を傾けると、まだまだ多くの経営上の課題を抱えている中小企業、小規模企業が多くあり、大変苦しい実態もある。先般、北勢地域のある企業と話をしたところ、確かに仕事は増えてきたが、なかなか利益に結びつかない。そして、人材が思うように確保できないとのことであります。すなわち、経営の改善が重要であると。

また、東員町およびいなべ市の商工会等の話では、三重県版経営向上計画は、3年間で東員町は21社、いなべ市は36社が認定を取得しております。ちなみに三重県では、先日発表がありました730社になっていると聞いていますが、なかなか計画どおりにやるのは難しい。そして、商工会の経営指導員が一生懸命に指導をしておりますけれども、よっぽどやる気のある事業所はやっているというふうに思いますけれども、地域の事業者は、今ある仕事をこなすというのが精いっぱいだと。今後に対する危機感を持っていない事業所が多く、なかなか経営向上、経営革新にまで取り組む事業所は少ないよう

であります。

三重県は、数多くの企業が存在するが、そのほとんどが中小企業、小規模企業である。すなわち、県内の雇用の多くは中小企業や小規模企業が担っており、三重県という地域の経済や雇用を支えている存在であると言っても過言ではありません。中小企業、小規模企業は重要な存在であります。

そこで、質問をいたします。

平成26年4月の三重県中小企業・小規模企業振興条例の制定から3年経過しようとしている中、三重県版経営向上計画をはじめとする条例に基づいた様々な取組を展開してきているが、県としてその効果をどう評価しているのか。また、中小企業、小規模企業の振興は順調に進んでいるのか、当局の答弁をお願い申し上げます。よろしくお願ひします。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 三重県中小企業・小規模企業振興条例に関する効果の評価と、それから、中小企業、小規模企業の振興が順調に進んでいるかという御質問でございます。

三重県版経営向上計画については、平成26年度の創設以来、議員からも御紹介がございましたが、本年2月末時点で730件を認定しており、年ごとに認定企業数も増加しているところでございます。

例えば、朝日町にあるギフトショップでは、専門家派遣制度を活用し、売れ筋商品である出産ギフトを集中的にPRすることにより売り上げが拡大し、ネット販売ランキングにおいて1位を獲得するなど、常に上位に位置するようになりました。

いなべ市の洋菓子店では、経営指導員等のフォローアップにより、季節のパフェ等、春夏の閑散期における新メニュー開発や地域情報誌を活用した新規顧客獲得に取り組み、対前年比17%増の売り上げを実現しました。

伊賀市のしょうゆ店では、認定企業を対象とした補助金を活用し、地域資源を活用した新商品おかきの開発、ハラール対応のためのろ過フィルター等の設備増強に取り組み、海外展開、シンガポールでございますが、に至って

いるところでございます。

これら認定された企業の9割が小規模企業であり、これまで経営計画を持たなかった小規模企業が自らの経営を見詰め直すきっかけとなり、その実践が進んでいるところでございます。

それから、条例に基づき創設しました三重のおもてなし経営企業選は、社員、地域、顧客へのおもてなしを実践しながら成長を遂げている企業を表彰するもので、平成26年度は7社、27年度は4社、28年度は4社が受賞しました。受賞企業からは、社員のやる気につながり、賞にふさわしい行動をしなければという緊張感をもたらした。自社のことを地域の方々に知っていただくよいきっかけになったなどの評価を得ています。

それから、三重県産業支援センターに設置された三重県よろず支援拠点では、平成26年6月以来、本年1月末で相談者数は4281人に達しています。

具体的な相談事例として、意欲はあるものの、知識、情報が不足している創業希望者に商工会議所の運営する創業塾を紹介し、商工会議所と連携して支援した結果、その計画がビジネスプランコンテストに入賞し、助成金を獲得して、訪問介護事業の立ち上げに至りました。

また、これまで1社からの請負業務中心であったものづくり企業が相談をきっかけに複数の受注先を確保したことによって、経営の安定につながり、後継者が確保された事例などがあり、事業者の課題解決に役立っていると考えております。

このように、条例に基づく各支援策は、各事業者の課題に応じて効果的に活用されており、一定の成果は出てきているものと考えております。しかしながら、その成果はまだ個々の事業者にとどまっており、地域全体に広がりを持つまでには至っていないため、引き続き継続的な取組が必要と考えております。

今後とも条例に基づき市町や商工団体、金融機関等と連携して、経済情勢の変化や地域課題に応じたきめ細かな支援を行うことにより、中小企業、小規模企業の振興を図っていききたいと考えております。

〔46番 水谷 隆議員登壇〕

○46番（水谷 隆） どうもありがとうございました。

少しずつ効果が出てきていると、こういうことでありますけれども、経営向上計画を私も少しこそっと見せていただいたんですけれども、計画はしっかりと相談されて、出ているわけですね。

ところが、どうしても中小企業、小規模企業の皆さん方は社長兼部長兼担当者というような形で仕事をやってみるので、そういう細かなところにやっぱり目が行き届かない。だから、なかなか計画どおりに進んでいかないというのが実情であるみたいです。

だから、今、東員町にしてもいなべ市にしても、たくさん経営指導員の方とかいろんな方が充実してきましたので、ここがしっかりと対応していければ、県としてもこういうところとのつながりをしっかり持っていただければ、今、雇用経済部長がおっしゃったように、さらに進めていけるというふうに思いますので、中小企業、小規模企業というのは三重県をやっぱり支えておるといふ気持ちでぜひ推進をしていったらいいかなと、このように思う次第でございます。

次に、食の産業振興（国際展開）というところでお聞きしたいというふうに思います。

知事は、2月9日から12日までの間、みえ国際展開に関する基本方針で重点地域と定める台湾を訪問されました。今回の訪問では、総統府の訪問をはじめ、台中市長、高雄市長などと面談をされ、本県の観光誘客、産業振興に向けたトップセールスを行い、より強固な三重県と台湾の交流に向け、関係構築に努力をいただいていると評価させていただいております。

我々県議会においても、超党派で日台友好三重県議会議員連盟を結成し、取組を推進してきたところであります。この取組の一環として、1月23日から25日までの間、台湾を訪問し、今後の取組に反映すべく、高雄市長訪問や亜東関係協会との意見交換などを実施してきました。

産業振興の面では、県が台湾現地アドバイザーとして業務委託している則

和企業管理顧問有限公司の畠中則和氏と意見交換させていただきました。

県は、雇用経済部に事務局を置く三重県農林水産物・食品輸出促進協議会が行う県産食品の輸出に関する商談支援や販路開拓支援に関するアドバイスを求めています。畠中氏との意見交換はとても有意義であり、企業経営に携わってきた者としても共感できるものが多くありました。

畠中氏は台湾現地のコンサルタントとして12年の実績を有し、これまでも日本の自治体が行う台湾政策に多くかかわってきた経験から、日本の自治体の台湾事業を、①日本の自治体と台湾自治体がMOUを結び、政策的に交流を深めていく首長主導型、②民間経済活動の補完に主眼を置き、企画、実施、フォローを目的に推進する実態優先型、③自治体を持つ優勢分野イベントに一括集中し、年1回のみの大規模パフォーマンスを実施する打ち上げ花火型の3種類に分けて説明をしていただきました。

三重県はどちらかという、首長主導型と実態優先型が並存をしていると、こういうことでありました。三重県が進めてきた政策は、地道な信頼関係の構築をベースに戦略性を持って進めてきたものであり、高く評価されるものと考えているが、交流の熟度も増し、他自治体をはじめ、ワールドワイドな地域間競争がより熾烈になっていく中、競争に勝ち抜いていくためにも、畠中氏も言われている特徴ある独自性を持って、首長主導型から実態優先型に移行すべき時期と考えていると言ってみえました。

そこで、質問をさせていただきます。

県産品の輸出促進の観点から、これまでの台湾への取組をどのように検証し、今後の取組を推進していくかをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 台湾に向けた県産品の輸出促進に関する取組についての検証と今後の取組についての御質問でございます。

台湾への県産品の輸出促進に向けては、平成24年7月の知事台湾ミッション以降、連携、交流を加速させているところであり、県内事業者の台湾での

経済活動の促進に向けた環境整備は、日台友好三重県議会議員連盟による御支援もいただき、大きく進展しています。

県では、三重県産の農林水産物及び加工品の輸出を促進することを目的として、平成26年3月に三重県農林水産物・食品輸出促進協議会を設置しました。

同協議会は、輸出に取り組む県内事業者や農林水産商工団体の組織化を図り、日本貿易振興機構と連携し、県内事業者の輸出促進に向けた取組を支援しているところです。

協議会の活動としては、台湾での食の販路拡大に向けて現地の国際食品見本市に出展するとともに、現地アドバイザーを設置し、県内事業者が現地商談を行う際の事前調整や営業サポート、アフターフォローなどを行っています。

また、会員を対象とした海外商談会への出展経費の助成を行っており、会員事業者の計画的な海外販路拡大への取組を促進することとしております。本年度からは、新たに三重県版経営向上計画の活用も図っているところでございます。

同協議会の会員は、発足当初の32会員から、本年2月末現在で80会員と大幅に増加しており、会員の皆さんからは、現地への営業活動を商社任せでなく、自ら行うようになった。事業者独自の活動が行えるようになり、積極的に海外進出に取り組めるようになったなどの意見もいただいております。県内事業者の主体的な海外への販路拡大に向けた取組が拡大しているものというふうに考えております。

一方、台湾では日本食に対する人気が高いため、特色ある製品を提供していくことや、より確実な販路を確保していくことが課題となっています。

今後は、伊勢志摩サミットの開催により国内外で高まったみえの食の認知度を生かしながら、先駆的に輸出に取り組む県内事業者と連携し、販売ネットワークの拡大につなげていきたいと考えております。

[46番 水谷 隆議員登壇]

○46番（水谷 隆） どうもありがとうございます。

先日も台湾の新北市の議員といろいろ懇親をする機会がありまして、いろいろお話も聞かせていただきました。台湾は相当日本が思っている以上に親密に考えてみえるし、非常に大きな市場になるのであろうと、台中もこれから相当伸びていくというふうにお聞きしておりますので、そういったところにも当然目を向けながら、これはやってみれば、相当伸びていくであろうというふうに思っております。

畠中さんは、もうそれぞれ首長が一生懸命こうやってしてトップセールスをしてきたんだから、企業、会社がこれからは率先して、直接台湾に行って、営業活動をしていくときに来ているということでございますので、それぞれの中小企業の皆さんも大変だとは思いますが、ぜひそういったことに目を向けながら、台湾市場の拡大をしていくというのが大事だと思いますので、ぜひもっと進めていただければなというふうに思います。よろしく願います。

続きまして、2番目は、RDF焼却・発電事業についてお聞きしたいと思います。

まず、RDF化構想の変遷とRDF焼却・発電事業のこれまでの総括についてお伺いしたいと思います。

RDF焼却・発電事業は、御承知のように、資源循環社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するためのモデル事業として、平成14年12月から桑名市多度町で企業庁が運営をしてきております。

この事業は県が鳴り物入りで始めたものであり、経緯をさかのぼりますと、平成7年ごろからRDF化構想として推進がされてきたものであると。平成7年8月には、桑名広域清掃事業組合が知事に対し、同組合がRDF化構想に同調した形で、新たに整備するごみ処理施設に併設してRDF発電所を整備してほしい旨の要望を行い、平成9年3月に知事と桑名広域清掃事業組合の構成市町長がRDF化構想に関する確認書を締結し、進められてきました。

RDF化構想については、当時、桑名広域清掃事業組合、環境安全部及び

企業庁で行われました地元住民への説明の際のパンフレットによりますと、リサイクル社会をつくり、環境先進県を目指すためにごみの固形燃料化を進めていくとしており、ごみをRDF化することによって地球温暖化防止になるとか、窒素酸化物、硫黄酸化物やダイオキシンの抑制になるということで説明がなされております。

また、市町には、市町におけるまちづくりの一環として地域社会の中で、当時は生活創造圏という圏域の中でRDFを生活に活用していくことが極めて有効な手段であるということで、公共施設の冷暖房燃料や温水プールの熱源、あるいは公園などの生活圏域をつくっていく事例を挙げて説明しました。そして、市町では活用しなかったRDFについては、企業庁が無償で引き取り、発電所で電気にリサイクルを行うという説明など、この構想のメリットを強調して、推進を図ってきたところであります。

その当時、私は地元の東員町で一般企業にいました。夢のごみ発電所ということで、地域では本当に画期的な発電所であるということで、非常に話題になったことを覚えております。

このRDF化構想は、その後、RDF焼却・発電事業として進められたものですが、この事業化の中でRDFは無償ではなく、有償の引き取りとなり、参画市町は約束をほごにされたとして反発したところであります。

県からの説明では、電気事業法の改正やダイオキシン対策の強化などで事業環境が変化したことにより、無償でRDFを引き取ることはできなくなったとして、RDF処理委託料の負担を参画市町にお願いしたとのことで、市町は、心底から納得したわけではありませんが、RDF運営協議会での決定により、RDF処理委託料をこれまで負担してきたところであります。

また、平成15年8月19日にはRDF貯蔵槽爆発事故が発生し、消防職員2名が殉職するという大変痛ましい事故となりました。この事故の原因究明や再発防止のために、三重県議会においてはRDF貯蔵槽爆発事故調査特別委員会を設置し、私も当時はその委員会のメンバーであったわけですが、それまで前例を見ない対応ではありましたが、委員会において北川元知事にもお

越しいただき、参考人招致を行うなど、様々な議論を10回にわたり重ねてきたことを記憶しております。

この事業の実施期間においては、平成19年度に県が一方的に平成28年度末をもって終了すると提案しましたが、参画市町からの事業期間延長の要望により、その後の協議で、事業期間を平成29年度から4年間延長するということで決定しております。

平成32年度末をもってRDF焼却・発電事業は終了することになるわけですが、この延長された4年間のRDF処理委託料は27年度のRDF運営協議会において決定されていますが、1トン当たり、税抜きで1万4145円と非常に高額となっています。

このように、RDF焼却・発電事業は、当初の構想からすると大きく形を変えて今日の状況となっており、また、これまでの運営に当たっては、非常に多くの方々の大変な苦勞の中で成り立ってきた事業ではないかと私は感じている次第でございます。

昨年の3月の防災県土整備企業常任委員会において、企業庁はRDF焼却・発電事業のこれまでの総括を報告されたわけですが、改めて県が当初考えていたRDF化構想とは何であったのか、当初の構想が現在の状況へどのように変遷していったのか、そのあたりの経過や反省、事業の成果などについて現時点での総括を、改めてこの場でお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いをいたします。

〔松本利治企業庁長登壇〕

○企業庁長（松本利治） RDF化構想の変遷とRDF焼却・発電事業の総括について御質問をいただきました。

RDF化構想は、平成2年に閣議決定された国の地球温暖化防止行動計画において、廃棄物の焼却処理に伴う余熱の利用促進が明記されたことを受けまして、それまで市町が焼却処理していた可燃性ごみを固形化し、それを燃料として発電所で焼却・発電することにより、エネルギー化しようとするものでございます。また、水谷議員御指摘のとおり、RDFを活用した地域づ

くりについても提案をされておるところでございます。

当初は、県内の多くの市町のごみ処理施設が更新時期を迎えます平成10年ごろの発電所の稼働を目指し、平成5年度から調査を開始し、河芸町地内とか津市大里地区を候補地として、その具体化を図りました。しかし、立地場所の決定に至らず、平成6年9月に計画を一時凍結いたしました。

その後、県庁内で議論を重ねた結果、平成7年5月に、今後、発電ありきではなく、環境政策の中にRDF化構想を位置づけて、市町とともに進めていくことを政策決定いたしました。

そして、平成7年8月に桑名広域清掃事業組合からの御要請があったことを受け、平成9年3月に桑名広域清掃事業組合が設置するRDF化施設に発電所を併設することを決定し、広域的なモデル事業としてRDF焼却・発電事業を進め、平成14年12月1日にRDF発電所が稼働し、現在に至っているところでございます。

RDF焼却・発電事業の現時点での総括として、まず、成果としては、一般廃棄物行政に県が関与したことで、廃棄物の持つ未利用エネルギーの有効利用や資源循環型社会の推進に一定の成果を上げることができたと考えております。

具体的には、エネルギー政策の面で、RDF発電所では運転開始から平成27年度までに約7億8000万キロワットアワーの発電を行い、約6億2000万キロワットアワーを電気事業者等に供給できました。ちなみに、平成27年度に供給した電力量は約5000万キロワットアワーで、これは一般家庭約1万4000世帯分の1年間の電気使用量に相当いたします。

環境政策面では、小規模自治体で困難であったダイオキシン対策を国が設定いたしました期限までに達成できたこと、ごみの資源化率が向上したこと、市町のごみ処理施設の立地対策の負担が軽減されたことなどが挙げられると思います。

一方で、反省すべき点として一番大きなことは、平成15年8月19日に2名の消防職員の方が殉職をされましたRDF貯蔵槽爆発事故が発生したことで

す。まことに痛恨のきわみです。この爆発事故に伴って、市町の一般廃棄物処理に大変な混乱を招く事態となりました。

RDF貯蔵槽の設計ミス、防火対策の不備及びRDFの性状不良などにより発熱、発火、爆発事故に至ったことは、安全に対する配慮が欠けていたと言わざるを得ません。その後は、防火対策等を施した新しい貯蔵施設を整備するとともに、RDFの品質管理の徹底、危機管理マニュアルの整備、管理体制の強化などに取り組んでいるところでございます。

次に、当初は独立採算で事業運営ができるという前提で推進し、市町からのRDF処理委託料は無償としていましたが、市町に負担を求めざるを得なくなりました。

これは、電気事業法の改正による売電料金の低下やダイオキシン規制の強化による灰処理費用の増大などの外部要因が主であったとはいえ、当初の見込みが甘かったと認めざるを得ません。このことで、市町の県に対する不信感を招くこととなってしまいました。

RDF処理委託料については、関係市町と協議を重ね、その都度、合意を得ながら改定を行ってきたところであり、市町の負担軽減を図るため、県としても応分の負担をすることで、一定の責任を果たしてきたと考えております。

RDF焼却・発電事業は、平成32年度まで企業庁が事業運営を担うことが決まっています。企業庁としては、引き続き市町と連携して、安全で安定した運転を最優先に事業を経営していくこととしています。

なお、平成32年度末の事業終了後には、関係部局と連携をして、改めて事業の総括を行ってまいります。

以上でございます。

[46番 水谷 隆議員登壇]

○46番（水谷 隆） どうも総括を、これからも最終的にはしていくと、こういうことでございますけれども、あえてこの質問をさせていただいたのは、もう総括、委員会でもされておりますけれども、県民の皆さんにも少し、大

きな事故でありましたから知っていただきたいということでありますが、あの貯蔵槽、サイロ式というかタンク式というか、ああいうものがつくられたときに、当然、いろんな経緯があったというふうには聞いております。けれども、ああいうやり方での安全管理が全くできていなかったというのは、誰が見ても、専門家であればわかるんですよ、あれは。

私も一応化学会社に勤めていた人間として、煙が出たとかいろんな事故があったときには注意しております。しかし、あえてそういうことが起きてしまったということは、これは痛恨のきわみであると、2人が亡くなったということでもあります。

大牟田のサイロの場合でも見てきましたけれども、全然安全管理が違っております。だから、その辺が非常に甘かったのではなかろうかというふうに僕は思います。

だから、今さらどうのこうのと言うわけじゃないんだけど、ぜひ最終的な総括をしていただいて、こういった事故が二度とないように、県政として考えていただければというふうに思います。

続きまして、ポストRDFと、あえてポストとつけたのは、ポストサミットという言葉が非常にいい言葉だと言われておりますので、ポストRDFについてお聞きしたいなと思います。

RDF焼却・発電事業の事業期間については、先ほども言わせていただいたように、市町の要望を受けて、平成32年度までの運営となりました。このことを受け、各RDF構成市町においてポストRDFの検討が進められており、伊賀市については、平成26年3月に同市の廃棄物処理のあり方検討委員会から一時的な民間委託の方向性について答申があり、処理方法の検討を今行っているというふうに聞いております。

香肌奥伊勢資源化広域連合については、多気町、大台町、大紀町の枠組みの中で、処理の方向性については事務レベルで検討を行っているというふうに聞いております。

また、南牟婁郡清掃施設組合については、平成27年12月、紀北町、南牟婁

清掃施設組合の構成市町である熊野市、御浜町、紀宝町に尾鷲市を含めた2市3町で、ごみ処理の広域化を前向きに検討していくことが確認されました。今後、施設予定地を確定し、ごみ処理の広域化による一部事務組合の設立に向けた準備が進められていく予定というふうに聞いております。

桑名広域清掃事業組合では、桑名市、木曾岬町、東員町の1市2町の枠組みで、平成33年4月の新ごみ処理施設の運用開始に向けて施設整備に向けた準備が進められており、27年9月に施設規模や処理方式などを示したごみ処理施設整備計画を策定し、環境影響評価が実施されました。また、ごみ処理施設の設計・建設業務と20年間の管理・運營業務を一括して委託するDBO、デザイン・ビルド・オペレート方式による入札が平成28年8月に公告され、本年5月に契約が締結される予定で、建設費と20年間の維持管理費を含め、費用の予算として約300億円を見込んでいると聞いております。

このように、それぞれの市町でポストRDFに向けて検討や建設工事の発注が進められています。これらの市町では、ポストRDFに向け新たなごみ処理施設建設など、多額の費用が必要となってくると考えられます。

県として市町のごみ処理に深くかかわった以上、市町がRDF事業撤退後も将来にわたり、安全で安定的にごみ処理が継続できるようにすることが政策誘導してきた県の責任を果たすということではないでしょうか。RDF事業が終了を迎えるに当たり、県は市町を巻き込んだ責任をどのように果たしていくのかをお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

〔渡辺将隆環境生活部廃棄物対策局長登壇〕

○環境生活部廃棄物対策局長（渡辺将隆） それでは、ポストRDFにつきまして、一部、企業庁長との答弁、重複する部分もございますが、答弁させていただきます。

RDF焼却・発電事業は、小規模自治体の可燃性ごみの処理において特に対応が困難であったダイオキシン対策やごみの持つ未利用エネルギーの有効活用を進めるとともに、焼却灰もセメント原料として利用するなど循環型社会の構築を目指して、関係市町とともに広域的に取り組んできた事業でござ

います。

現在、市町において、RDF焼却・発電事業終了後、平成33年度以降のごみ処理施設の整備や民間への委託など、新たなごみ処理体制について検討が進められております。

先ほど議員からも紹介がございましたが、県では、桑名広域清掃事業組合が設置しているごみ処理施設整備専門委員会や伊賀市の廃棄物処理のあり方検討委員会、紀北町及び南牟婁清掃施設組合に尾鷲市を加えました新ごみ処理施設整備検討会議などの検討組織への参画でありますとか、市町間の調整、職員の派遣等を行っているところでございます。

県としましては、RDF焼却・発電事業が平成32年度末で終了したとしても、市町にとりましては日々発生するごみの処理責任を負ってみえるわけでございますから、ごみが滞ることなく安全で円滑に処理されることが最も重要であると考えております。

このため、市町のごみ処理施設整備計画の策定でありますとか、環境影響評価などにつきましては技術的な支援を行うなど、RDF焼却・発電事業終了後の新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、しっかりと責任を果たしていきたいと考えております。

なお、新しいごみ処理施設の整備に当たりましては、国におきまして循環型社会形成推進交付金であるとか、起債措置など充実した制度が設けられておりますが、国の財政が厳しい状況にございますので、実際の施設整備に当たっては、財政支援が確実に受けられるよう国に働きかけてまいります。

以上でございます。

〔46番 水谷 隆議員登壇〕

○46番（水谷 隆） どうもありがとうございます。

国の財政支援も受けられるように働きかけていただくということで、いろいろこれからもよろしく願い申し上げたいなというふうに思います。

県が市町を巻き込んでRDF焼却・発電事業を進めてきたというのは紛れもない、これ、事実であります。県財政がやっぱり厳しいとは承知しており

ますけれども、市町の負担を軽減するため、県としても財政的なことを含めてしっかりと市町を支援していただくことを、ぜひお願い申し上げたいというふうに思います。

続いて、結婚支援とイクボス推進についてということで、私には余り合わないような質問でございますけれども、そういうふうに同僚に言われましたけれども、私も一生懸命に考えております。

結婚支援については、少子化対策は今の取組のいかんによっては、20年後、30年後の三重県の姿が全然違ってくると思います。県としては、今できることを精いっぱい取り組んでいくべきだというふうに考えます。

一方、平成27年の三重県の合計特殊出生率は1.56、この20年間では最も高く、前年からの伸びで0.11、全国で3番目の水準となるほど一定の成果も見られるとのことではありますが、県民の希望がかなった場合の水準では1.8台ということではまだまだ乖離があるわけでございます。生涯未婚率も1980年代ころから急激に上昇してきており、この30年で女性は約2倍、男性に至っては8倍以上となり、未婚者は増え続けています。

さらに、平均初婚年齢も上昇するなど未婚化、晩婚化が進んでいることが、少子化の大きな要因の一つであると考えます。

しかし、県が行った県民意識調査の結果を見ますと、20歳代から30歳代の若い世代では、8割以上の方がいずれ結婚をするつもりであると答えており、結婚の希望を持っているのに結婚できていない状況が見てとれます。

昔ながらの職場や地域での独身者へのサポートが減っている現状においては、社会全体で結婚の希望を持つ人たちを応援していくことは非常に重要であると。もちろん、結婚の押しつけになってはいけませんが、行政としてもしっかりと取り組んでいくべきと考えます。

県では、みえ出逢いサポートセンターを2年前に設置し、結婚支援の取組を進めていっておりますが、より多くの方を支援するために、民との連携、協調をさらに拡大させていくことが重要であると思います。

そこで、今後、県として総合的な結婚支援に取り組むとしておりますが、

具体的にどのように取り組んでいくのかをお聞かせいただきたいと思います。
よろしく申し上げます。

〔岡村昌和健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） それでは、総合的な結婚支援につきまして御答弁申し上げます。

平成25年度に実施いたしました第3回みえ県民意識調査によりますと、未婚者の結婚していない理由として、出会いがないという回答が最も多かったということから、26年12月にみえ出逢いサポートセンターを四日市市内に設置し、結婚を希望する人に出会いの場の情報提供を行ってきました。

この結果、本年1月末には、同センターからの情報を受け取るメルマガ会員が約2700名となりまして、また、合計260件の出会いの場の情報を提供してきました。また、これまでのイベントへの参加を契機として交際を始めた方が約200組おりまして、うち5組からは成婚、結婚しましたというふうな報告もいただいております。

しかし、未婚化、晩婚化には歯どめがかかっておらず、少子化対策の目標として掲げました結婚や出産の希望がかなった場合の合計特殊出生率の水準1.8台に向けまして、結婚の希望がかなう環境づくりを社会全体で進めていく必要があるというふうに考えております。

このため、来年度は、結婚に関する住民意識調査を実施し、県における総合的な結婚支援の実施計画を策定するとともに、新たに設置いたします市町との担当者会議におきましてこうしたデータや先進事例の情報を共有し、市町の取組を支援いたします。

また、若者向けの取組として、高等教育コンソーシアムみえと連携いたしまして、大学生等を対象とした意識調査を行うとともに、ライフプラン、キャリアデザインに関する教育プログラムを構築いたします。

民間との連携につきましては、未婚者の多くが企業で働いているという実態や、出会いのきっかけが職場や仕事関係が多いといったような状況もあることから、企業との連携を一層強化していく必要があるというふうに考えて

おります。

これまでも、企業の従業員と知事による意見交換や企業向けセミナーの実施、あるいは、自主的な取組を行う企業に対する講師派遣などを進めてまいりましたが、来年度はさらに、企業や従業員を対象とした意識調査や結婚支援に積極的に取り組む企業の紹介、出会いの場の創出に向けた働きかけや助言などを通じ、企業の取組を積極的に支援していきたいというふうに考えております。

こうした取組を通じまして、市町や大学、企業との連携をさらに強化し、総合的な結婚支援を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔46番 水谷 隆議員登壇〕

○46番（水谷 隆） どうもありがとうございます。

結婚支援、非常に難しいことであります。私も何十組か紹介したり、世話をしようとしておるんですけれども、今までに1組しか、まだ結婚しておりません。なかなか、なかなか難しいんですよ。だから、ぜひそういったことにつきましても、県でしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

次に、イクボス推進ということですが、女性も男性も子育てしやすく働きやすい環境づくりを進めるには、長時間労働の是正はもとより、企業や事業所全体において仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりが不可欠であります。

そのためには、職場内での機運醸成や雰囲気づくりが必要である。とりわけ、経営者自らが子育てに価値を置き、率先して仕事と家庭の両立を大切にする環境づくりに取り組むことが最も効果的な方法であると考えます。

県では、男性の育児参画に積極的に取り組んでおり、知事が率先してイクボス宣言をして、企業への働きかけを積極的に取り組まれております。こうした取組は、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を促進することにもつながります。子育て家庭を応援する機運醸成にも効果的であるというふうに思います。

来年度は新規事業に取り組むこととされておりますが、イクボスの推進についての進捗状況や、今後、企業におけるイクボス推進の取組をどのように支援していくか、お聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） イクボスの推進についてということでございます。

県では、平成26年度から男性の育児参画を進めるために、みえの育児男子プロジェクトというふうな取組を進めておるところでございますけれども、このプロジェクトにおきましては、職場において仕事と家庭の両立を大切にする風土づくりや働き方の改革が重要と考え、企業等のトップや管理職を対象にいたしまして、いわゆるイクボスの取組を進めているというところでございます。

具体的には、イクボスの取組や考え方が県内各地に広がるよう、昨年4月19日にみえのイクボス同盟というものを立ち上げました。現在、このイクボス同盟につきましては100を超える企業、団体の賛同を得ておりまして、男性の育児参画が当たり前の社会、子育て家庭を含む全ての家族に優しい三重の実現を目指しておるところでございます。

また、加盟企業などに対しましては、イクボス推進の合同研修会に講師を派遣したり、企業同士の交流の機会や総合啓発を進めるなど、企業での具体的な取組につながるよう支援をしているというところでございます。

さらに、すてきな子育てをしている男性などを表彰するファザー・オブ・ザ・イヤー in みえにおきまして、イクボスについても表彰をいたしまして、具体的な取組事例を広く発信しているというところでございます。

今後は、引き続き企業が研修会を行う場合に講師派遣を行うほか、子育てしやすい環境づくりを進めるための啓発事業として、来年度は新たにサンキュー育休キャンペーンというものに取り組みたいというふうに考えています。

この取組では、企業と連携いたしまして、男性の育休の取得をテーマに子育て中の男性や育休取得経験者による意見交換を行うとともに、男性の育休

取得が進むよう、モデルとなる取組事例などを収集いたしまして、冊子等にまとめて発信していきたいというふうに考えております。

なお、企業への働きかけにつきましては、関係部ともより一層連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔46番 水谷 隆議員登壇〕

○46番（水谷 隆） ぜひとも進めていただきたいと思います。

企業にいろいろ働きかけていく場合は、やっぱり私も経験から、その地域地域である程度モデル的な企業をつくって、やってみえるかもしれませんけれども、そこの人たちで婚活の指導者みたいなものをつくり上げて、そこに地域の企業をたくさん集めてもだめなんですよ。少しずつ、例えば10社ぐらいとか、そういう形で企業に浸透させていくということが、僕は有効な手段であると思いますので、またぜひ一遍考えてみていただきたいなというふうに思います。

最後に、地域おこし協力隊ということでお聞きしたいと思います。

三重県内の協力隊員数は、平成29年3月1日現在で61人であると、いなべ市では15人と聞いています。

そこで、いなべ市について少し述べさせていただきたいと思います。

いなべ市の協力隊員の活動は、農と福祉の活性化施設運営支援、ひきこもり相談支援、自転車によるまちづくりの推進など、11分野で現在やってみえるということであります。また、平成29年度には、市中心部の北勢町阿下喜地区の商店街活性化や産業創出事業などの隊員を23名まで増やして活動していくという計画があるそうです。

特に、NPO法人立田地区秀真ふるさと農園を取り上げてみたいと思います。三重の北の玄関口、立田地区から美しい森と豊かな湧水に育まれた農産物をお届けしますということをキャッチフレーズにスタートしたそうであります。

いなべ市立田地区は、少子・高齢、人口減少が最も危惧される中山間地域

であります。この地区は、これまで29年間続く山村留学制度をはじめとする教育を柱とした地域づくりに取り組まれてきました。その活動の中心であった立田小学校の閉校が決まり、そこで、本地区は都市との交流、シルバー人材及び障がい者の雇用を目的としたNPO法人秀真ふるさと農園を昨年8月に立ち上げました。

農園が本格稼働するのは、市設農場が完成するまで1年10カ月ぐらいかかるそうで、その後でございます。だから、それまでに品目の選定、栽培管理作業の体系化、作業時間の把握、販路の開拓、加工販売の模索を行う人材を確保するため、この隊員がいなべ市地域おこし協力隊として採用され、昨年3月から試験栽培を開始しました。

獣害がひどいこの地域で本年度栽培したのは、ハウス栽培で冬期に加温することで高単価を狙うということが出来る直径1.5センチのミニトマト、パル Tomato、そして食用ホオズキトマト、ハーブ8種類などで、大阪中央卸売市場や地元料理店に出荷をされております。

参考までに、これがパル Tomatoであります。（パネルを示す）ホオズキトマト、ぼんぼりトマトがこういうものであります。（パネルを示す）これは非常に珍しいトマトでございまして、非常に高単価で売れるということを知っておりまして、今、これに取組をしておると、こういうことでございます。

昨年栽培した品目は、大阪中央卸売市場からの要望を受けて選定されましたが、今年は地元の料理店などからの要望を基本に、新たな品目を栽培していくということであります。

このように、珍しい品目であるため、安定生産ができる効率的な栽培管理方法を確立することは非常に厳しく、昨年の収量は当初の予定を大きく下回りました。

しかし、明らかになった問題の解決策を見出して品質と収量の改善をし、生食用については新たな販路も積極的に探し、加工用については地元企業と提携して商品をつくり、地元全体の活性化に貢献する。将来的には、生産規

模及び地域を周辺地域の農家にまで拡大させて、三重県の特産品をつくることを目指しているとのことであります。

いずれにしても、3年間である程度の採算ベースに持っていかなくてはならないので、我々はこれらの品種から一番人気のあるハウズキトマトを中心に栽培して、収量の確保と品質の安定化を図ること、販路拡大を目指すということを進言しております。

そこで、県内各地で活躍してみえる地域おこし協力隊に対して、県としてはどのような活動支援があるのかお聞きしたいと思います。

〔亀井敬子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（亀井敬子） それでは、地域おこし協力隊に対する支援につきまして、お答え申し上げます。

本県におきましても、地域おこし協力隊の制度を導入する市町は年々増加傾向にございますが、一方で、地域づくりの実践には定型化されたものはなく、多くの隊員が様々な悩みや課題に直面しております。

このため、県では、隊員が地域で活動を円滑に進められるよう、市町に対しましては担当者会議等を開催し、各市町の取組について意見交換の場を設けております。

隊員への直接的な支援といたしましては、まず、1年目の隊員には初任者研修を実施しますとともに、交流会を開催し、隊員のネットワークづくりにも取り組んでおります。

2年目以降の隊員に対しましては、さらに活動が充実をして定住、定着につながるよう、フォローアップ研修を実施し、必要に応じて協力隊OBによる個別相談も行い、より一層活動が充実するよう支援をしております。

今後も、県といたしましては市町と連携をしてさらに受け入れ体制の整備を図りますとともに、研修内容の充実や隊員同士のネットワークづくりを行うなど、隊員の地域における活動が着実に進むように取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔46番 水谷 隆議員登壇〕

○46番（水谷 隆） ありがとうございます。

南部、北部ともども中山間地域のいろんな悩みがありますので、ぜひとも市町と連携して、いろいろな支援をよろしくお願い申し上げたいと思います。

最後に、今回の地域おこし協力隊のような新規就農者が新たな農産物の生産などに取り組む場合に県としてはどのような支援ができるのか、農林水産部長にお答えをお願いします。

○議長（中村進一） 答弁は簡潔に願います。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 私のほうからは、地域おこし協力隊の皆さんが農業として定着するということに対する支援ということでございます。

一定期間、任期を終えた協力隊員の皆さんが地域で定着することは、非常に地域への活力を与えること、それから、Iターン就農者等へのロールモデルになるというふうに考えています。

こうしたことから、引き続き、特に農業改良普及指導員を中心とした技術指導、あるいは青年就農給付金、青年等就農資金等の制度を活用しながら、市町の皆さんと連携し全力で、農業への従事や応援などに取り組む地域おこし協力隊員の本格的な就農に対して支援をしまいたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔46番 水谷 隆議員登壇〕

○46番（水谷 隆） どうも時間が来ましたので、これで終結します。ありがとうございます。（拍手）

○議長（中村進一） 1番 芳野正英議員。

〔1番 芳野正英議員登壇・拍手〕

○1番（芳野正英） おはようございます。新政みえ、四日市市選出の芳野正英でございます。本日も通告に従いまして一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

まずは2月22日、我が会派の北川裕之議員の代表質問の中で、最後にダイバーシティ社会推進課は何を目指すという項目で質問をされておりましたが、少し時間が短かった部分もありますので、踏み込んでこの部分、質問をさせていただきたいなというふうに思います。

『ガバナンス』という雑誌がございまして、（現物を示す）この2016年の10月号の「ダイバーシティ社会へ」という特集で、なかなか、結構示唆に富んだ論文が幾つか掲載されておりました。

その中で、『ダイバーシティの教科書』という著書のある前川孝雄さんという方が論文を寄稿されていまして、その中に共感した一文がありました。

少し読み上げさせていただきますと、ダイバーシティは、一方で、イノベーションの観点から抜け落ちてしまえば、本当のダイバーシティは進まない。イノベーションとは、変化に先んじることだ。どんな組織も時代の変化に遅れば、衰退するしかないというふうに記載されています。

昨日も、みえ国際ウイークのキックオフイベントで鈴木知事、パネリストとして登壇されて、最後にダイバーシティについてお話をされておりました。同僚の中嶋議員からも、もうそれで今日の答弁は終わったのと違うかと言われたんですけど、少しその部分で、ああいった形で県民に対してダイバーシティ社会推進、ダイバーシティはこういうものだということを発信していただくというのは、これは非常にいいことだと思いますし、私もこのダイバーシティという概念、推進すべきだということについては疑問の余地はございません。

ちょうど私も多文化共生についての取組をやってまいりましたけれども、10年前に、その多文化共生については、田村太郎さんという大阪の一般社団法人ダイバーシティ研究所の所長がみえるんですけども、この方といろいろと多文化共生の取組を進めてきましたが、この田村さんがダイバーシティ研究所を設立されたのがちょうど10年前の2007年なんですね。

それから、障がい者福祉の視点ですとか、多文化共生、男女共同参画、いろんな部分でやっぱりダイバーシティという言葉聞くようになっていきます。

ので、これがどんどん広がればいいなというふうに思っていますけれども、一方で、先ほどの前川さんの論文にもありますように、それを推進していく県庁という組織が、やはりダイバーシティの概念を県民よりも先んじて強く職員の皆さんに持っていかなければならないなと思っています。

そういう点で、県庁職員の意識とか、県庁という組織でいかにダイバーシティをもとに変化していくか、この点が大事だと思いますが、これについての取組がどのようになっているのかというのをお聞かせいただければというふうに思います。

さらには、北川議員の代表質問でもありましたけれども、やはりダイバーシティという概念が先行することによって、逆に、これまでの、先ほど申し上げたような多文化共生、男女共同参画、障がい者福祉、または、さらに最近は性的マイノリティであるLGBT、こういった推進が薄まってしまいうんじゃないかという懸念がやっぱり僕らの中には少しあります。

男女共同参画もそうですし、多文化共生も年々予算が縮減をされていく中で、さらには、多文化共生の課名が班になるということの部分で、こういった今までの取組自身が後退することはないのかということをもう一度確認をさせていただきたいというふうに思います。

〔田中 功環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（田中 功） 御質問がございましたダイバーシティ社会の実現に向けた取組についてと、最初に御質問ございました職員への周知についてお答え申し上げます。

女性や外国人、障がい者をはじめ、多様な人々が社会参画し、活躍できるダイバーシティ社会を実現するためには、社会や組織が性別、年齢、障がいの有無などの違いを柔軟に受け入れるという視点が重要であり、それぞれの関係施策をより一層推進していくことが必要かと考えております。

このことから、ダイバーシティ社会推進課が中心となり、全庁横断的な組織であります、仮称ではございますが、ダイバーシティ社会推進本部を設置するとともに、今後のダイバーシティ社会づくりの方向性を示す推進方針を

策定していきたいと考えております。

ダイバーシティという新たな観点から取り組むことで、男女共同参画や多文化共生をはじめとした個々の施策についても、より一層推進できるものと考えています。例えば、外国人住民にも多く見られるDV対策や、障がい者、高齢者、就学前教育などの諸課題への対応、そして、消防団や自治会などへの女性や外国人住民の参画など、今後、部局や分野をまたいだ連携によって、社会参画と活躍の機会を広げていきたいと考えております。

推進方針の詳しい取組内容については、県庁各部局と協議しながら決定していくこととしています。

ダイバーシティ社会推進の考え方は、県の全ての施策に広く関係するものと考えており、その理念について職員一人ひとりが正しく理解し、事業を積極的に推進できるよう、様々な機会を捉えて周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。

ダイバーシティ社会推進本部というのをつくられて、推進方針を示していくということですので、来年度、しっかりと、私たちも議会のほうでこの部分を審議していきたいなというふうに思います。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法では、それぞれの自治体の職員も差別解消に向けた対応に関する要領を制定するようにと法律で決まっていますので、三重県も今年の3月18日に、この法律に基づく職員の対応に関する要領というのを定めておられます。

というふうに、法律で決まっている部分は規定が進んでいくと思うんですけども、やっぱり基本はそこ以外の部分、ここをどう意識づけて積極的にやっていくかということなんだろうなというふうに思います。

例えば、県もいろんな部分で県民の個人情報を書いていく1枚の申込書等もありますけれども、そこで性的マイノリティの方に配慮をして、必ずしも

全てに性別という記載、これが必要なのかというのを職員の方が一旦、考えていただく機会というのは大事なかなと思います。例えば、性別がもう必要ないような申込書ですとか、そういった個人情報を書く機会には、もう性別欄を廃止してしまうとか、こういったことも大事だと思います。

こういう部分をぜひ、推進方針も必要ですけれども、職員の方向への障害者差別解消法に基づくような法律の要領のような形で、ダイバーシティ社会推進のための職員要領みたいなものも設けていただくようなことも大事かなと思っておりますので、ぜひここはお願いをしたいというふうに思います。

それでは、続きまして、2番目の項目に移らせていただきます。

県内のメガソーラー建設問題についてでございますけれども、これも2月24日の一般質問のトップで、稲森議員が大規模太陽光発電への規制強化ということで質問をしておられましたので、少しそれに関連をして質問したいというふうに思います。

稲森議員は伊賀の現状をお話しされましたので、四日市のメガソーラーのお話もさせていただこうと思います。四日市市内も、今、2カ所のメガソーラーの建設事業の案件が上がってきております。四日市市の桜町地内に四日市市メガソーラー事業、これは68ヘクタールで、東京ドーム14個分の広さのメガソーラーの建設計画が上がってきております。

そして、もう一つが、これも四日市市の南部なんですが、四日市市足見川メガソーラー事業というのがございまして、これはその事業計画の場所であります。（パネルを示す）

今、映していただいておりますけれども、広さが94.67ヘクタールという、100ヘクタールに近いんです。中に白い点線がありますけれども、これが事業計画予定地であります。

ここ、これが笹川団地、多文化共生の拠点でもあります、笹川団地。大体、1万人の人口がおられるということですね。建設当初は三重県最大の団地でありました大きな団地。

これが大体2300人いる高花平団地、三重県で一番古い団地ですね。

見ていただくとわかりますけど、こういった団地の広さと、見ていただいてもかなりこのエリアが広い。ここに県道が1本通っていますけど、その両側の里山を切り開いて、メガソーラーをやっていくということでもあります。これは大体、この足見川のほうは太陽光パネルが23万枚、東京ドーム20個分という広さになってまいります。

先日の稲森議員の質問に対して知事の御答弁をいただきまして、その中では、こういった大規模な太陽光発電のことに关しまして、平成29年、本年の6月末までに三重県独自のガイドラインを策定するというふうに御答弁いただきましたけれども、その中で市町とよく協議して策定をするというふうにおっしゃっていただいておりますが、我々県議会、または周辺住民、非常にここも関心の高いところがございますので、そういった周辺住民の皆さんからのパブリックコメントですとか、こういった部分、こういったものを経てガイドラインを策定していくのか。この策定過程をお聞きしたいと思います。

それから、そのガイドラインの中には、計画段階での県や市町への事前相談、それから地域住民への事前説明、さらには、施設の設置を慎重に検討する地域を設定するというふうになっておりますが、特にこの設置を慎重に検討する地域、これは今の段階でこういったところを想定しておられるのかをお聞かせください。

〔廣田恵子雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（廣田恵子） 2点御質問をいただきました。

まず、県内のメガソーラー建設に関して、策定過程をどのようにするのかという御質問でございます。

平成28年3月、県議会において議決をいただいた三重県新エネルギービジョンでは、大規模な新エネルギー施設の設置に当たっては、地域と共存共栄できるよう取り組むこととしており、今回のガイドラインは、その実現を図ろうとするものです。

国は、新たな再生可能エネルギー施設の認定に当たっては、平成29年4月から全ての事業者に対し、発電事業計画の策定、関係条例や住民説明に關す

る自治体との相談、景観保全、防災についての考慮などを求めることとして
います。

一方、市町については、伊賀市が、昨年4月に太陽光発電施設設置に関する
指導要綱を施行しています。大台町では、太陽光発電施設の設置に関する
ガイドラインを本年4月に施行する予定であり、志摩市では、6月の条例制
定に向けて準備を進めているところです。

また、県が昨年11月から12月にかけて実施したアンケートでは、多くの市
町から、国や県に対して太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの策定
を求める意見をいただいております。

国、県、市町が連携して、事業者に対し地域と調和した施設の設置を求め
ていくためには、こうした国の制度改正や市町のガイドライン策定等にあわ
せて事業者を求める手続などを定める必要があることから、県のガイドライ
ンを6月末までに策定したいと考えております。

今後、ガイドラインの策定に当たっては、自然保護、景観保全などの点か
ら不安がある県民の皆さんの声をいただくために、パブリックコメントを実
施していく予定にしております。

市町につきましては、県、市町の役割分担や市町における住民説明の手続
等について丁寧に協議していきます。

また、県議会につきましては、パブリックコメントや市町との調整と並行
して、ガイドラインの案を議会にお示しし、御意見をいただきたいと考えて
おります。

2点目の、ガイドラインで示す予定の施設の設置を慎重に検討すべき地域
についてはどのような地域を想定しているかという点についてでございます。

大規模な太陽光発電施設の設置については自然保護、景観保全などへの影
響から、特に、国立公園内での開発や里山などをはじめとした自然地で整備
が行われるケースなどが地域での課題となっております。

ガイドラインで示す予定の施設の設置を慎重に検討すべき地域については、
法令上開発行為を厳しく制限する地域に加え、許可や届出を行うことにより

開発が可能な地域も対象としたいと考えております。

例えば、自然公園法の関係では、すぐれた自然の風景地を維持するため、開発行為を厳しく制限している特別保護地区、特別地域に加え、一定規模以上の開発行為に対し届出が必要な普通地域についても、自然環境や景観への影響を考慮しながら検討していきたいと考えております。

施設の設置を慎重に検討すべき地域の対象とするかどうかについては、関係する法律や条例ごとに規定の内容や問題事例等を考慮し、今後、関係部局や市町とともに慎重に検討を重ねていきたいと考えております。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。

ガイドラインに関しましては、伊賀市、それから大台町、志摩市といろいろ取組、それぞれ条例であったり、ガイドラインというのが、指導要領であったりとありますけれども、それぞれの地域がやはりかなり大規模なメガソーラーの建設予定地があるところでもありますので、そういったところの地元の市町はやっぱりそういった策定に今熱心なんだと思いますけれども、今後はそういった地域以外もやっぱり出てくると思いますので、そういう部分では県が指導に立って、県域全体を覆うようなガイドラインの設置というのが非常に大切だなと思いますので、ぜひ進めていただけますようお願いしたいと思いますし、パブリックコメントも行う、それから議会への説明も行うということでもありますので、またそこから出てくる意見も拾っていただいて、慎重に審議を進めていただきたいなというふうに思います。

四日市市のこの事例は、伊賀市とちょっと違いまして、三重県の環境アセスメントの事業を踏まえて、事業者も違法ではなくて、手続にはのっとって進めています。それに対して、知事意見等も出していただいたことで。もう一つの桜地区の四日市メガソーラー事業は、希少生物に配慮して、一部エリアを自然のまま残すというようなこともするようであります。

しかし、足見川のこの事例もそうなんです、全体的に規模が余りにも大

きいメガソーラー事業というのは、やはり私は立ちどまって考えるべきかなというふうに思っています。先ほども、設置を慎重に検討する地域をどうするかという議論にもつながるんですけども。

自然公園に関しては、雇用経済部長の答弁でもしっかりと厳しく規制をかけていくようなことのお話をされていましたが、もう一つ、里山のお話をされていました。

しかし、こういった住宅地に近い里山の部分で、そこをどう規制していくかというのは、これは非常に難しい点もあるとは思いますが、ぜひ踏み込んでいただいて、面積要件、これも100ヘクタールに近いような事業ですから、30ヘクタールとか50ヘクタールを超えるようなメガソーラー事業は、やはり慎重にすべきかなと。

これは何も全てのメガソーラー事業ですとか、太陽光発電を、私は反対をするつもりはありません。干拓地ですとか、あとは四日市のコンビナートの遊休地ですとか、そういうところでのメガソーラー事業というのは進めてもいいのかなと思うんですが、こういう里山を切り開いて行うということへの危惧ですね。事業者説明会でも、この事業者は、森林も、メガソーラーパネルも、CO₂の吸収は、それは変わらないんだというようなことを言って、それは、その持論はどうなのかなというように、私もそれは異議を唱えさせていたきたいと思うんです。

やはり景観ですとか、希少生物を含めた自然保護、その部分でいいますと、こういったメガソーラー事業も、里山、そして自然公園といった貴重な資源の開発においては、面積要件等を踏まえたような、踏み込んだ規制をしていただくようにぜひお願いしたいと思いますし、これ、後ほどまた、来年度、メガソーラーのガイドラインの審議の中で、いろいろと議論をしていきたいなと思っています。

国も電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法という法律、平成23年に成立をして、それからメガソーラー事業というのが飛躍的に増えてきましたけれども、昨年5月にこの改正

法案が出ました。電気事業者の買い取り価格も、40円だったのが今、24円に下がってきているんですね。

これで、じゃ、メガソーラーを今からやる人は少ないんじゃないかと一般的に思われるんですけど、私もこの前、環境省の職員の方とも話をしていたんですが、固定価格が下がれば下がるほど、やっぱり事業者としても生産性をとるために、広くなっていく可能性があるということなんですね。だから、まさにメガソーラーの問題というのは、これから始まるのかなというふうに思っています。

この改正法案の中でも衆議院で附帯決議がついていまして、「再生可能エネルギー発電事業の適正な実施を担保するため、既に運転開始している案件も含め、地方自治体とも連携しつつ、安全規制や立地規制などの他法令の遵守の徹底や認定情報の公開に取り組むこと。特に、太陽光発電設備については、安全上の問題に対処するため、認定基準や関係法令の遵守状況等の観点で不適切な事業者に対しては認定の取消等、厳正に対処すること」という附帯決議、衆議院でもつけられていますので、これからメガソーラー事業、環境の調和と、それから事業の発展という、このバランスをしっかりとっていただくようお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

続いては、福祉施設への指導監査の現状についてお聞きをしたいというふうに思います。

今年度は、社会福祉法人改革の初年度ということで、社会福祉法人の移行、制度改正の1年だったわけでありまして、福祉監査課もまさにその対応に追われた1年だったのではないかなというふうに思います。社会福祉法人も経営組織のガバナンスの強化とか、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、こういった高いハードルを掲げられて制度改正をしていくと。

これの現状については、今年1年が移行だったのもまだ不確かな部分もあると思いますので、また今後、質問していきたいなと思っていますけれども、今日はそういった社会福祉法人だけではなくて、事業系のサービス、高齢者施設もそうですし、障がい者施設もそうなんですが、事業系の施設に関する

監査、これがしっかりと取り組まれているかということを少しお聞きしたいというふうに思います。

介護保険制度も2000年の開始から17年がたちまして、多くの企業参入というのがあります。利用者にとっては、事業所がたくさん参入をしまして、選択肢が多くなって、障がい者福祉もそうですし、高齢者の部分も便利になってきたということでもありますけれども、一方で、介護施設での虐待問題というのもテレビ等でも取り上げられることもありますし、あとはホームページ等、それからパンフレットなんかでは、豊富なサービスとか恵まれた環境をうたいながら、実際利用してみると不十分なサービスしか提供していないといった障がい者施設なんかもあります。

こうした福祉関連における施設の現状、これを福祉監査課としてどのようにチェックしているのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

また、あわせて、福祉、監査の面から考えると、社会福祉法人は割と制度改革もありましたので、しっかりと監査、チェックが入るんですけども、一方で、企業系の事業サービスをしているところの監査というのは、事業数が多いこともあって、どちらかという市場の淘汰に任せましょうと。

これは福祉制度全体がそういうふうに今なっていますけれども、事業系は、株式会社とかNPOが参入する部分は、サービスのよしあしでいい企業は残っていくし、そういったサービスが不十分な部分は淘汰されてきますよ、それで福祉を向上させていきますというのが制度なんですけれども、社会福祉法人に対する余りにもということはないんですけど、厳しいチェックに比べると、そういう事業系のチェックというのが不十分な部分もあるのかなというふうに思います。

企業が福祉に参入をするということ自体は、私も否定はしませんけれども、例えば、もうかる分野だということには雨後のタケノコのようにだっと殺到するというものもありますし、今は福祉コンサルタントみたいなのがありまして、今後は、これからの方向性は、制度改革をしたのでこれがいいです

よみたいな感じで、ばーんと事業者にコンサルタントをしていくわけですね。

例えば、障がい児向けの放課後等デイサービスなんかは、今、本当に乱立と言ってしまうとあれなんですけど、かなりどっと増えてきているんですね。だけど、これが、じゃ、20年、30年、その事業者を続けてくれるかというのと、やはり制度が変わって、点数が変わってもうからなくなると、すぐ閉じてしまって、利用者さんは別の事業者をまた探さなあかんというふうに、まさに事業者を利用者が振り回されてしまっているような状況もなきにしもあらずだなというふうに思っています。

こういう矛盾は、国の現状の制度によるものですので、県の監査としては限界があるというのは仕方がないことなんですけど、少なくともそういった課題がありそうな事業所、それから、そういった、どどっと制度改正に伴って急激に増えたような事業者に対しては、事前のチェックというのを早期に入れる必要もあるのかなというふうに思います。

そういう点で、今の現状の利用者からのクレームですとか、施設で受けているサービスへの相談窓口というのを県で設けるべきじゃないのかなというのがもう一つの質問であります。

現状でいいますと、各市の福祉関連の部署ですとか、県も長寿介護課等でもそういった障がい福祉課もそうですけれども、県の部署にも質問が寄せられているということをお聞きはしていますけれども、そういった担当課ではなくて、監査、チェックをする側の福祉監査課の中に、そういった早期相談を受けられるような体制を構築すべきではないかというふうに考えますが、この点についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 福祉施設への指導監査等につきまして、2点ほど御質問をいただきました。

まず、監査指導の現状ということでございます。数字的なものになりますけれども、県では、利用者が適切なサービスを安心して受けることができるよう、社会福祉法人、それから社会福祉施設、社会福祉サービス事業につい

て指導監査を行っております。

平成28年4月1日現在、県の指導監査の対象となる社会福祉法人は97法人、社会福祉施設は922施設、介護保険サービス事業所は5501事業所、障害福祉サービス事業所は1436事業所となっております。

これを監査して、いろいろ指摘をしているわけですが、平成27年度、昨年度の指摘状況といたしましては、社会福祉法人や施設については36法人281施設を対象に指導監査を実施しております、1922件の指摘を行っております。

その内訳としては、入所者の処遇に関するもの、513件、それから、組織運営管理に関するものが289件、施設運営に関するものが1119件などとなっております。

また、介護保険サービス事業所につきましては、206施設・事業所を対象に指導監査を実施いたしまして、991件の指摘を行っております。

内訳といたしましては、運営基準に関するものが809件、介護給付費の算定に関するものが58件となっております。

さらに、障害福祉サービス事業所につきましては、41施設・事業所を対象に指導監査を実施いたしまして210件の指摘を行いました、その内容といたしましては、運営基準に関するもの、187件、介護給付費の算定に関するもの、15件などとなっております。

それで、事業所、議員から指摘がございましたように、平成12年の社会福祉基礎構造改革、これを経まして、従来、社会福祉法人または国、地方公共団体のみが提供してきた社会福祉サービスでございますけれども、在宅や通所サービスに関する事業につきましては、株式会社やNPO法人など、新たな事業主体の参入が可能となりました。

また、在宅サービス中心でございますけれども、様々な類型も拡充されているということで、介護保険、それから障害福祉サービス事業所につきましては、毎年300事業所近く増加していると、そんな状況になっております。

そこをどういうふうに指導監査しているかということなんですけれども、

福祉における指導監査は利用者への適切なサービス提供の確保を第一義としておりまして、法令違反の摘発を主眼としているものではないという、そういう方法をとっております。

このため、当然ですが、悪質な事例につきましては、行政処分を含めまして厳しい姿勢で対応することとし、特に生命、身体の安全にかかわる課題につきましては、最優先の課題として事業担当課や市町とも連携いたしまして取り組んでいると、こういうことをございますけれども、基本的には、実地において法令等の考え方を具体的に指導すると、そういうことを原則としております。

また、本県では、今年度からですけれども、改善すべき点の指摘だけでなく、他の法人や施設において参考となるようなすぐれた取組等を監査結果に加えるということで事業者のやる気を引き出す、そういう取組も行っております。

このような状況ですけれども、これを限られた人員の中で有効に効率的に指導監査を行うにはどうするかということで、いろいろ工夫をしております。

一つには、社会福祉法人の運営状況に応じた監査頻度の設定、監査頻度を変えるということをございます。それから、介護とか障がいの事業者ですけれども、これは集団指導という形で、毎年全事業者を集めまして、これは地域別ですけれども、指導をするという方法。それから、3点目といたしましては、御指摘もありましたような社会的な状況に応じた毎年度の重点監査項目というのを設定いたしまして、これを重点的に指導するということ。その他、提供されました情報等に基づきまして、臨時とかいろんなことで優先度もつけまして、監査するなどの工夫をしているということをございます。

県としては、限られた人員でございますけれども、それを最大限活用いたしまして、引き続き利用者に良質なサービスが提供されるよう、適切な指導監査に努めていきたいと思っております。

それから、相談窓口を設置してはどうかという御質問もいただきました。

社会福祉サービスに関して、利用者の方々からいただく情報、これにつき

ましては、利用者や利用者の御家族から寄せられるところの、例えばサービスの質に係る相談でありますとか、事業所の人員体制、あるいは法人運営に関する事項、こういったもののほか、事業所の従業員等から寄せられます労働条件に係るものなど、様々な内容となっております。

これらの情報については、その内容や提供されるサービスの種別、事業者の類型等に応じまして、ケアマネジャーや相談支援事業者等をはじめといたしまして、市町の関係窓口、あるいは県の関係機関など、利用者にとって身近なところに寄せられていると、そういうふうな実態がございます。それらの情報については、それを速やかに監査担当所属に伝達されると、そういう仕組みを設けております。

このため、窓口を福祉監査課のほうにも設けて、一本化して苦情を集めまして再配分をすると、そういった方法もあるのかもわかりませんが、結果として利用者の利益にかなうのかなというふうに考えております。

このため、引き続き、事業者に対しましては相談窓口の明示の徹底を指導するとともに、ケアマネジャーでありますとか、相談支援事業者、市町担当者に対しましては速やかな情報の伝達、これは監査部局に伝達が行われるよう啓発を続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） ありがとうございます。指導監査の現状について御報告をいただきました。毎年、指導監査についての報告書も上げていただいておりますので、それも確認をさせていただこうかなと思います。

非常に件数が多いというのを、今日お聞きいただいた議場の皆さんや、テレビを見ていただいた皆さんもわかったのかなと思いますけれども、やはり非常に事業所が多い。その中を確かに福祉監査課の皆さんも、マンパワーをフル回転して取り組んでおられるのかというふうに思っております。

その中で、やはり利用者にとって一番。今日、この質問をしようと思った

のは、ある障がい者施設に通われている方々からそういう相談を受けて、実を言うと、どこに相談していいかわからないというふうな形での御相談をいただいたことがあります。

先ほど健康福祉部長の答弁では、利用者にとって身近な窓口でそれを受けているというふうなお話もありましたけれども、もちろん、そういったところに、今現状として相談をされている方々もいると思いますので、そこを否定するものではないんですけれども、やはりその受け手、不安を持っている方々にとってみると、必ずしも今の現状で満足できるような状況じゃなくて、例えばそういう相談ダイヤルみたいなのを専門に設けるほうが、やはり利用者にとってみるとわかりやすく、ここへ1本かければいいんですよ。

もちろん、そこからいろんなところへ広げていくというようなこともあると思うんですが、そういった形のほうが利用者にとっては開かれた状況なのではないかと思いますので、また今後、御検討いただきたいなと思います。

いずれにしても、今の福祉監査の面、先ほども言いましたように、非常にマンパワーが不足しているんだろうなと思います。そういう部分も踏まえて、こういった相談窓口、なかなかしづらいなというふうな思いもあると思うので、ぜひこれ、総務部長にお願いします、しっかりと予算を確保していただいて。福祉の部分は、今は確かに高齢者施設も足らない、足らないと言われてはいますが、建てるだけではなくて、やはりその後の事後チェックというのも大事だということもありますので、ぜひこの部分も。

なかなか日の当たらない部分ではあると思います、福祉監査課の仕事。でも、僕は、これは大事だなというふうに思っていますので、ぜひ予算、人員の確保をお願いして、質問を終わりたいと思います。

それでは、最後の質問になります。

四つ目ですけれども、公共交通について質問をしたいなというふうに思います。これからの鉄道交通のあり方についてということで、非常に、私も市議会議員をやっていましたけれども、市議会時代から思い入れを持って取り組んでいたことをごさいます、鉄道交通。

今日、このバッジをつけてきましたけれども、四日市あすなろう鉄道のですね。2016年度、今年度は青色の新車両が登場いたしまして、それが、鉄道ファンが選ぶ美しい鉄道車両をローレル賞といって表彰しているんですけれども、2016年、四日市あすなろう鉄道の新型車両が受賞したということの記念のバッジであります。

こういった公共交通、鉄道ですけれども、非常にやっぱりどこの鉄道も利用者が減っていることに悩んでおられます。その中で、沿線住民の皆さんが工夫を凝らしながらいろんな活動をして、鉄道事業を残していこうというふうな活動をしています。

これは一つの事例で、(パネルを示す)四日市あすなろう鉄道の事例を今、出させていただいていますけれども、左上がちょうど3年前、近鉄が廃線にするか、存続をするかみたいな、まさに瀬戸際の8月に存続決起大会を開催しまして、最後に、存続、頑張ろうみたいな形でえいえいおーをやったんですけど、ちょっと顔が隠れていますけど、前の田中市長が女子高生の握り拳に隠れてしまっていますので見えませんが、田中市長を囲んで、高校生が。

これ、存続活動で僕は一番思ったのは、やっぱり高校生を全面に押し出そうという腹でやらせていただいたんですけれども、こういうふうにやったおかげで存続ができた。

この沿線は、三つの県立高校と一つの特別支援学校と一つの私立の学校、高校が多いですし、中学生も電車利用をしていますので、学生さんにしっかり乗っていただこう、学生さんに身近に感じていただこうというので、右下にも高校生による利用促進の訴えですとか、左下は、西日野駅の花壇を高校生が植えているというようなことですし、右下は、日永の梅まつりということで、高校生、県立四日市四郷高校の書道部の皆さんがメッセージを書いた。これは去年の3月ですので、もう存続が決まったので、祝存続ということで「乗って残そう、内部八王子線、ありがとう」という言葉を書いていたたり。

こういうふうには、高校生中心に。それ以外もですよ。それだけではなくて、

NPOの皆さんも含めて、いろんな存続支援に取り組んでいただいています。知事もみえの現場“やっばし”すごいやんかトークで、この四日市市の交通と街づくりを考える会の皆さんと懇談されたかというふうに思いますし。

もう一つは、これはイベント、（パネルを示す）右上がちょうどおとついで内部駅周辺でやったうつべふるさと探訪ツアーということで、この地区内の歴史ですとか、あすなろう鉄道の工場見学もやったりしまして、216人ぐらい参加していただいて、ホームページ、フェイスブックに載けると鉄道の車庫を見学できるということで、滋賀県とか愛知県からも参加者が来ていただいたということでありまして、その下はというか、左側は、（パネルを示す）青木議員が熱心に取り組んでおられますけれども、名松線の復旧イベントが今度3月26日にあるということで、そういうのを、イベント告知もあわせて載せさせていただいたんですけど。

実は、この3月26日の名松線の復旧イベントに、あすなろう鉄道の存続に取り組んでいる市民団体も応援に行くというふうに、今、連携ができていますね、実を言うと。それぞれの沿線が取り組んでいただいている住民組織がやっぱり自分たちの沿線だけじゃなくて、三重県内全体のいろんな沿線を全体的に活性化していこうよというふうな動きが出始めてきています。

やっぱりこういう沿線住民、これはまさに、知事のおっしゃられているアクティブ・シチズンの皆さんですし、それが三重県内でそれぞれ沿線住民同士の交流、これが、今、その萌芽が出始めているところでありますので、こういったかかわりを県としてもぜひ応援していただきたい。その部分での質問をさせていただきたいなというふうに思います。

やはり沿線の皆さんそれぞれを結びつけるのは県の仕事になってくるのかなというふうに思いますので、こういった県内の地方鉄道の活性化に向けた住民組織への支援のあり方をどう考えるかをお聞かせいただきたいと思います。

また、一番かかわる市町が多い路線というのは、やっぱり伊勢鉄道かなというふうに思いますけれども、後でまた御答弁いただくかもしれませんが、

伊勢鉄道も今年が開業30周年ですので、同じ3月26日に伊勢鉄道、玉垣駅構内でまた伊勢鉄道30周年アニバーサリーフェスタというのも行われますのでありますけれども、こういった伊勢鉄道の活性化も、今、中期整備計画で、10年間で21億円をかけて沿線のそういった財務体質の強化ですとか、いろんな整備を伊勢鉄道もしていますけれども、そういう部分で、これは国も関係市町も、それから事業者も、21億円を出し合って整備をしていくんですけれども、こういう整備と別で、やっぱり最終的には、そこに乗る住民の皆さん、鉄道利用者の皆さんがどれだけその路線を自分たちのものやと思って盛り上げていくかというのが大事ななというふうに思いますので、こういった伊勢鉄道の活性化に向けても、沿線住民等の一体感の醸成をできるような働きかけをしていくべきではないかと思っておりますので、その点も質問をさせていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つ、三つ目なんですけど、これ、副題にも書かせていただいた、23時40分栄駅発亀山行き最終列車。これ、今日、朝、ある人から、議員、そんな電車あるんですかと言われたんですけど、ないです、もちろん。もちろんないんです。これは、こんな電車があったらいいですねというのをちょっと書かせていただきました。

鉄道ファン、いろいろあるんですけど、一つに妄想鉄というものがあるんですね。撮り鉄とか乗り鉄とかいろいろありますけど、一つ、妄想鉄というものがあるらしくて、これはどういう鉄道マニアかというのと、こんな路線があったらいいねとか、ここにこんな線路図を引いたらいいよねみたいなものを妄想する鉄道ファンがおるらしいんです。

私のは、これは妄想じゃないです。実現をぜひしてほしいという意味で、実現してほしい鉄道路線として、鉄道路線の相互乗り入れをやっぱり三重県も考えていくべきじゃないのかなというふうなことで、こういった最終列車を走らせてみませんかというのが質問であります。

県がこの前策定をしました県の総合交通の政策ビジョンがありますけれども、三重県総合交通ビジョン、これ、（現物を示す）平成27年3月に策定を

されていますけれども、この34ページには、三重県へのアクセスの利便性を高めるために、各交通機関の接続時間の向上、継ぎ目の少ない乗り継ぎ、乗りかえを目指すというふうに明記されています。目標として、平成45年の式年遷宮もありますからというふうにこの中には書いてあるんですけども、その平成45年の式年遷宮だけじゃなくて、10年後には、リニアの名古屋駅までの開通が現実味を帯びてきました。

この三重県総合交通ビジョンを見ておっても、リニアへのアクセスをやっぱり向上していく。これは大事だと思います。やっぱりリニアというのは、三重県経済にとっても非常な起爆剤になると思いますので、それは大事なんですけど、一方で、日常の通勤、通学の足の向上、ここにもありますけれども、継ぎ目の少ない乗り継ぎ、乗りかえによって利便性が向上することによって通勤、通学の負担も減りますし、逆に言うと、通勤、通学は大変やで、三重県出身やけど愛知県に住もうかなと言っている人が、三重県におるままでもいいんじゃないかというふうなことを考えられると思いますので、ぜひそうした相互交通の乗り入れを向上させる手法を考えていただけないかなということでもあります。

これはまだ妄想鉄にはなれていないので、既存の鉄道路線図を今出させていただいたんですけども、（パネルを示す）左側のところを見ていただくと、黄色い名古屋の地下鉄の東山線がありますけれども、名古屋駅を過ぎて、八田という駅で、ここ、近鉄の名古屋線の駅もありますし、JRの関西本線も駅を持っています、八田駅。

ここで、例えば相互乗り入れ事業を国に働きかけてやることで、線路幅がありますので、本当に一番いいのはJR線と名古屋市営地下鉄がいいんですけども、相互乗り入れをすることで名古屋駅まで、さらには栄駅や藤が丘まで、直通で走ることができる。

ここでさっきの冒頭に戻るんですけど、皆さん、金曜日の夜を思い出してください。夜中でもないんですけど、夜、栄で会合があつて、さあ、そろそろ帰ろうかなというときに、今はやっぱりもう一回名古屋駅まで戻って、そ

こから帰らなあかんというところでありましてけれども、ああ、そうそう、11時40分、栄駅、これに乗ったら亀山最終へ行けるわと、長田議員が喜びそうなお話でありますけれども、こういう直通列車があれば、栄駅から名古屋市営地下鉄に乗って、JRで帰っていけるということですね。

これ、もう前からずっと思っていたんですけど、首都圏、関西圏、東海圏の中で、やっぱり相互乗り入れをやっていないのって三重県だけじゃないかなと思うんですよ。やっぱり首都圏でも、千葉、埼玉、神奈川、それぞれ隣接する県は東京へ行きますし、もしくは東京を突き抜けていますよね、今はね。

だから、例えば、東急電鉄東横線でこの前も横浜で乗って東横線で行こうと思ったら、今、川越まで行くんですね。東京を突き抜けて埼玉まで、神奈川と結ばれているとか、首都圏は本当にすごいことになっています。

関西圏もこの前、近鉄と阪神線がつながりましたので、神戸まで近鉄で行っていても、難波を通り越していけるということですね。京都からJRを使えば、大阪へ行って、神戸のほうまで行けるということもあります。ただ、三重県だけは名古屋でとまってしまうんですね、2本とも。

私も愛知県に友達がたくさんいますけれども、大垣よりも四日市が遠いと思っている人が多いんですね。何でかという、いろいろ話を聞いていても、三重県、こんなに、四日市ってこんなにすぐ行けるのという、皆さん、イメージが余りないんですね。大垣よりも時間が早く四日市に行けるのに、名古屋から。どうしてもホームに立ったときにどこどこ行きというので、心理的な距離がやっぱりはかられるんじゃないかなと思うんです。

そうすると、さっきも言ったように、もちろん三重県民にとって利便性があるというだけじゃなくて、愛知県や岐阜県の人にとってみても、地下鉄東山線という目玉の路線に乗っているときに、亀山ってこんなに近いんやと思ってもらえるかなというところもありますので、ちょっと悦に入ってしゃべっておったら時間がなくなってきたので、そういうふうにいるんな要素があるということですね。

これ、三重県に移住してもらおうという要素もあるんじゃないというふうに思っていますので、これをやるには名古屋市とか愛知県がもちろん事業主体にならないといけないので、三重県としてやることは要請をしていくしかないんですが、こういったことを検討できないかということをお願いしたいというふうに思います。お願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは、1点目の県内の地方鉄道の活性化に向けた沿線住民とのかかわり方について答弁をさせていただきます。

みえ県民力ビジョン・第二次行動計画においては、県民の皆さんにアクティブ・シチズンとして、積極的に社会に参画していただくこと、主体的に行動を起こして、地域資源の魅力向上や持続的な地域の活性化に向けて一人ひとりが力を発揮していただき、みんなで支え合い、取り組んでいただくことを期待しております。

地域鉄道の活性化に向けても同様に、皆さんの様々な活動をつなぐことや、活動の場づくり、そうした活動に取り組む団体間の連携などが重要と考えております。

県内には四日市あすなろう鉄道や三岐鉄道、伊賀鉄道など地域に根差した鉄道があり、通学や通勤、買い物など、日常の移動手段として大変重要な役割を担っております。

これらの地域鉄道が今後も存続していくためには、地域住民の皆さんが利用促進の取組や利用しやすい環境整備に主体的に参画していただくなど、地域全体で支えていくことが必要と考えております。

地域住民の皆さんが地域鉄道を支えてみえる例として、四日市あすなろう鉄道があります。先ほど議員からも御紹介いただきましたけれども、私は昨年度のすごいやんかトークで、四日市の交通と街づくりを考える会の皆さんと一緒に電車に乗車し、意見交換をしたところです。あすなろう鉄道を盛り上げようと活動をしたことがきっかけとなり、企業や団体との関係が築け、まちづくりにつながっていく。子どもたちと一緒にやっていくことにすごい

魅力を感じている。この鉄道の魅力をしっかり発信し、小さな鉄道が走っている四日市市の知名度を上げて、よりよいまちにしていきたいといった声をお聞きし、皆さんと一緒に汗をかいて頑張っていきたいと思ったところであります。

また、沿線住民だけではなく、多くの皆さんに支えられている例として、昨年8月に100周年を迎えた伊賀鉄道があります。12月にみえ森と緑の県民税市町交付金を活用した木質トレインの出発式に出席した際、内装に使われた県産材は、尾鷲市、津市美杉町、松阪市飯高町など県内各地から提供されたものであり、さらに、その資金の一部はクラウドファンディングで全国から集められたとお聞きし、これこそ協創によるすばらしい取組だと感心しました。

このような活動につなげていくためには、まず、地域鉄道をそもそも知ってもらうことが大切だと考えています。

このため、県内にある乗り物の魅力を紹介したガイドブック、「たのしいみえののりもの」を発行しました。また、三重テラスで昨年2月に三重の地域鉄道大集合というイベントを開催したところ、多くの方に御来場いただき、広く本県の鉄道を知っていただく機会となりました。

このほか、1月28日には県内の地域鉄道が初めて一堂に会し、県民の皆さんに鉄道への関心や親しみを深めていただけるよう、こんなにあるんだみえの鉄道展を市民団体や事業者、市町などと連携して開催したところであります。

今後も県民の皆さんがアクティブ・シチズンとして積極的に新しい三重づくりに参画していただけるよう、引き続きこうした連携の場づくりなどを進め、主体的な取組を促してまいりたいと考えております。

〔服部 浩地域連携部長登壇〕

○**地域連携部長（服部 浩）** 私からは、伊勢鉄道の活性化に向けての取組と、それから、リニアが開通する先を見据えて、三重県と愛知県との乗り入れ、直通列車、こういったことを提案してはどうかということについてお答えを

申し上げます。

まず、伊勢鉄道につきましては、津市、四日市市、鈴鹿市の中心部を通りまして、県の北部と南部を結ぶ路線ということになっております。このため、県内の交通体系全体に影響を及ぼす鉄道と位置づけまして、県及び関係市町が連携して、路線維持のための施設整備等の支援を行っているところでございます。

今後、伊勢鉄道を活性化させ、存続させていくためには、沿線地域が一体となって鉄道の利用促進に取り組むという機運の醸成が必要というふうを考えております。

このため、伊勢鉄道におきましては、平成28年2月に策定をいたしました伊勢鉄道株式会社経営改善計画、この計画におきまして、地域と連携した利用促進策、また、地域振興、地域貢献に取り組む方針を示しているところでございます。

この計画を受けまして、県と関係市町は平成28年8月に伊勢鉄道経営改善会議を設置いたしまして、この計画の進捗状況や経営状況を把握するとともに、利用促進の取組につきましても支援をしているところでございます。

例えば、沿線住民と連携をした取組といたしましては、平成28年11月に中瀬古駅周辺の地元自治体と協働いたしまして、駅舎に花などを飾って美観を高めるイベントを開催いたしました。

また、沿線自治体との連携した取組としては、鈴鹿市の提案によりまして、1月に鈴鹿市役所市民ギャラリーにおいて、「もうすぐ30周年～伊勢鉄道写真展～」を開催するなど、これまでには見られなかった地元に着した活動が生まれてきているところでございます。

ほかにも地元の企業等と連携した取組などが進められておりますので、今後も地域が一体となって伊勢鉄道の利用促進、活性化に取り組んでいけますよう、県としても事業者に働きかけをしていきたいと考えております。

もう1点、直通列車、乗り継ぎの利便性の関係でございます。

議員も御指摘のとおり、現在、名古屋駅を越えて運行されています三重県

からの直通列車はございませんし、鉄道で三重県と愛知県方面を行き来する際にJRと近鉄、いずれを利用されても、名古屋駅で乗り継ぎが必要ということになっております。

御提案のありました将来、乗り継ぎなしに金山、岐阜方面に直行できるような路線が実現をいたしまして利便性が高まれば、本県にとってのメリットも極めて大きく、隣接する愛知県や岐阜県にとっても望ましいというふうに考えております。

2027年にリニア中央新幹線が東京一名古屋間で開業することを見据えまして、例えば、愛知県では名古屋駅からの40分交通圏を拡大させる構想というのを掲げていただいて、名古屋―豊田間の鉄道による移動時間の短縮に向けた検討に具体的に着手されるなど、鉄道ネットワークの充実強化に向けた取組を先行的に進めていただいております。

一方、本県におきましては、新たに立ち上げましたリニア中央新幹線東海三県一市連絡会議、この枠組みの中で、今後、交通ネットワーク機能の充実、乗り継ぎ時間の利便性、こういったものも含めまして、中部圏としてのリニア駅を核としたまちづくりの将来構想に関する検討というのを進めていきたいというふうに考えております。

ただ、列車の運行でありますとか、施設整備につきましては、議員からも御指摘もありましたけれども、それぞれの鉄道事業者が経営判断のもとで行われているということもございます。実現を図っていくには、需要の見通しとであるとか、多額の経費、こういったものが必要となるなど困難な課題も想定されておりますので、現在のところ慎重な検討が必要かと考えております。

私からは以上でございます。

〔1番 芳野正英議員登壇〕

○1番（芳野正英） 済みません、しゃべり過ぎてしましまして、本当は石垣副知事に再質問しようかと思っておったんですけれども、伊勢鉄道社長としてこれから頑張っていただきたいなと思いますので、ぜひよろしく願いたい

たします。

J Rの路線も、関西本線と東海道線の直通というのもありますので、いろいろ構想はできると思いますので、ぜひ知事、その部分で発信をお願いしたいと思います。

時間が参りましたので、質問を終わります。ありがとうございました。
(拍手)

休 憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。47番 山本勝議員。

[47番 山本 勝議員登壇・拍手]

○47番（山本 勝） 午後の食事をされた後で、大変眠たくなる時期でございますけれども、もう少し御辛抱いただきたいなと思います。

自民党会派の、桑名市・桑名郡選出の山本勝でございます。

発言通告に従い、質問させていただきますけど、本日朝の7時34分ごろに、北朝鮮が弾道ミサイル、いわゆる I C B Mと言われる飛翔体を4発、日本の排他的経済水域の日本海に向けて発射しました。国も、すぐ菅官房長官が北朝鮮に抗議文を発表されましたが、隣国で無秩序な、このような事象が起きるといことはやっぱり心から憤りを感じ、私のほうからもやっぱり強く抗

議をしておきたいなど、このように思います。

それでは、発言通告に従いまして、まず初めに、選ばれる三重について伺いをいたしたいと思います。

平成29年度の県政運営の一つに、伊勢志摩サミットの成果で三重の活力を高める、こんな取組が柱になっております。伊勢志摩サミットの開催により、三重県が有する日本らしい伝統や文化、美しい自然、豊かな食の魅力が全国、世界へ発信をされ、高い評価を得ました。その影響もあり、平成27年の県内の延べ宿泊者数は過去2番目の人数となり、平成28年の延べ宿泊者数も、土曜日でしたが、知事のフェイスブックにも少し記載をされており、発信をされておりましたが、1003万人余、対前年伸び率も沖縄に次いで全国2位となっており、過去最高を記録した平成25年の968万人を超える勢いとなっております。中でも、G7構成国の宿泊者数の対前年伸び率は47.6%、もうちょっと増えるかもわかりませんが、大きく増加をいたしております。

そんな中で、三重県のさらなる飛躍に向け、世界から注目が集まっている今が極めて重要な時期でございますし、サミットの開催という歴史的なチャンスをしっかりつかみ、その成果を生かして国内外から選ばれる三重というような取組が打ち出されたということでございます。

取組内容も、インバウンドの拡大を図る富裕層やゴルフ客の誘致、SNSのような情報発信で海外からの教育旅行や外国人旅行者の誘客、国際会議等のMICEの開催の促進、また、伊勢志摩国立公園へ国内外から多くの旅行者が訪れていただくためにナショナルパーク事業の充実、そしてまた、三重県が誇る海、山、川などを自然体験する事業、三重まるごと自然体験、また、海女漁業を中心に海女もんなどの取組、ほかにも第27回全国菓子大博覧会・三重、私も今日は、バッジも借りてきましたけれども、こんな大きな催し物なり、宣長サミット等が開催をされる予定でございます。

ほかに、食の産業振興とか移住・定住の促進等、選ばれる三重の施策が今定例会議にも出されております。

この選ばれる三重というフレーズは、まずは平成27年に策定された三重県

まち・ひと・しごと創生総合戦略において、その目指す姿として、希望がかない、選ばれる三重と打ち出され、その後平成28年度三重県経営方針においても地方創生の本格展開として位置づけられ、これまでに地方創生に向け、様々な分野での多くの取組が展開をされてきたところであります。

さらに、今般平成29年度三重県経営方針（最終案）においても県政運営の一つの柱として、先ほど言いましたように、伊勢志摩サミットの成果で三重の活力を高める取組が位置づけをされ、先日の全員協議会においても知事から、三重県が県内外から観光や投資や居住でも選ばれるよう、全力で取り組んでいくとの説明もございました。

そこでお伺いをいたしますが、三重県がサミットの成果を生かして選ばれる三重となるよう、知事は平成29年度三重県経営方針（最終案）にもこの選ばれる三重という言葉盛り込んだことについて、知事としてどのような思いを込めてこういう取組をされていかれるのか、改めてお伺いをいたしたいと思えます。

また、選ばれる三重を目指した取組は、単年度の取組ではなく、持続的に取り組んでこそ、その成果が得られるものであると私は思うところであります。もちろん、持続的に取り組んでいくためにはその財源も必要となってくるわけですが、財政運営そのものについては私も昨年の10月の代表質問で、三重県財政の健全化に向けた取組についてお聞かせをいただき、知事からは、平成31年度までの3年間で財政の健全化に向けた道筋を確実につけるよう取り組んでいく、こんな御答弁をいただいたわけですが、その取組につきましては私も期待をいたしたいと思えますが、一方では、厳しい財政状況の中でも今手を打たなければならない対策や、将来の三重県民に明るい未来を届けるためにも真に必要と考える取組については、時機を逸することなくしっかりと行っていくとの力強い答弁もいただいております。そういう点も勘案して、もう1点お伺いをいたしたいと思えますが、サミットの成果を生かして選ばれる三重となるための取組を、この先の平成30年度以降も政策の柱として位置づけ、継続をして重点的に取り組まれていこうと思えますが、

平成30年度以降の地方創生の推進に向けた現時点での考え方があれば、知事の御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 選ばれる三重についてどういう思いで取り組んでいくのか。また、平成30年度以降の地方創生の推進に向けてどのように考えているのか、現時点のことをというようなことであります。

県では地方創生の推進に当たりまして、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の目指す姿として、希望がかない、選ばれる三重を掲げ、自然減対策と社会減対策を両輪とし、取組を進めているところであります。

この希望がかないという言葉には、二つの意味がこめられています。一つは、県民の皆さんの結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなうこと。もう一つは、三重県で学びたい、働きたい、暮らし続けたいという希望がかなうことであります。三重県のどこに住んでいてもこうした希望がかなうことで、県民の皆さんが日々幸福を実感しながら暮らすことができるとともに、県民の皆さんだけでなく、国内外の方々から様々な分野で三重県を選んでいただけるようになり、ひいては三重県の自立的かつ持続的な活性化につながっていくものと考えております。

この目指す姿を実現する上で大きな契機となったのが、伊勢志摩サミットであります。サミットにより三重県が有する日本らしい伝統文化や美しい自然、食の魅力が全国、世界へ発信され、高い評価を得ました。三重県のさらなる飛躍に向け、世界から注目が集まっている今が、極めて重要な時期であります。サミットの開催という歴史的チャンスをしっかりとつかみ、国内外から観光でも、投資でも、居住でも選ばれる三重を実現するため、知名度の向上などの成果を最大限に生かし、取組を加速させていきたいと考えております。

こうしたことから、先ほど来、議員からも御紹介いただきましたとおり、平成29年度三重県経営方針（最終案）の中で注力する取組の五つの柱の1番目に、伊勢志摩サミットの成果で三重の活力を高める、歴史的チャンスをつ

かみ選ばれる三重へを掲げたところであります。

地方創生の推進においては、人口の減少抑制や交流人口の増加を図る取組により、地域経済の縮小など人口減少の影響を緩和することはもちろん大変重要ではありますが、それとともに取組を進める中で、県民の皆さんの郷土愛や地域へのアイデンティティーが高まり、そのことで地域をよりよくしようとする取組が一層活発になって、地域の魅力、活力が向上する、こうした好循環をつくり出すことが大切であると考えております。

1年間に及ぶサミットの取組を通して、県民の皆さんの中に自信が生まれ、地域への愛着が高まることとなりました。また、三重県が日本の文化聖地であると、国内外の人々に強く印象づけられ、県民の皆さんのふるさと三重に対する誇りにつながったと感じています。

三重県を県民の皆さんの手によるイノベーションで持続的に発展させていく地域としていくため、この機会を逃さず、県民の皆さんの未来に向けて行動を起こそうとする機運を一層醸成し、これまで以上に協創の取組を進める必要があります。

こうした考え方のもと、中長期的な視点に立って、オール三重で取組を進め、希望がかない、選ばれる三重として進化を遂げることができるよう、新たな挑戦をスタートさせていきたいと考えております。

平成30年度以降のことにつきましては、今申し上げた中長期的な視点もさることながら、県民力ビジョン・第二次行動計画が折り返しを30年度から迎えますので、これまでやってきたことがちゃんと成果があらわれているかどうか、28年、29年の取組が第二次行動計画の中でちゃんと成果としてあらわれているのか、社会減対策も自然減対策もそうですけど、そういうことをしっかりチェックする、これまで以上にさらに厳しい目で成果を問うていく、そういうような取組が大変重要であるというふうに認識しております。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

○47番（山本 勝） どうも、知事、ありがとうございました。

まず1点、選ばれる三重というこの言葉、このフレーズを今回、今回とい

うんですか、継続してお使いになっておみえになるんですけれども、私どものほうから、私がちょっと感じるには、選ばれる三重というイメージといいますと、他地域とか他県からとか、そういう面での差別化というんですね、よそよりもうちのほうがいいんだという、こういうものが、ある面では選ばれる条件というんですか、そういうところにつながっていくんだと私は思うんですけれども、今、いろいろ、特にサミットを契機として、大きな契機でこれから生かしていくんだとか、それから歴史的なチャンスをしっかりつかんでいって、一定程度の施策を推し進めていながらやっていくとか、地方創生の今後の考え方とか、また、主に人口減少等で、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略のこういうところも基本にしながらやっていくということでお話をされましたんですけれども、この選ばれる三重というイメージが、なかなかイメージをしにくいと覚えることがございますので、その辺のところをもうちょっと1回、御説明いただけるならば、お願いしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） おっしゃるとおり、投資や観光や居住でも選ばれる三重という、選ばれる三重だけとると、全体、いろんな分野でいくのはなかなかイメージが湧きにくいと思うんですけれども、まさに山本議員がおっしゃったように、独自性が大事やと思うんですね。何でもかんでも、あれもこれもできませんから、独自性が大事。

例えば、じゃ、子育てだったら男性の育児参画に頑張っている独自性とか、うちで言うと男性の不妊治療も全国で最初に始めましたし、あるいは今、不妊治療も保険適用外のところは全部助成しているとか、そういうような、子育てならこういう独自性。観光のインバウンドのところだったら、台湾の中南部からとか、富裕層とかゴルフツーリズムとか、こういう独自性とか、それぞれの分野において独自性をしっかり発揮していくということが重要であると思いますので、今、子育てと観光インバウンドの、少し紹介しましたけれども、それぞれの分野で今申し上げたような独自性をしっかり出していくということをお願いしたいと思います。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

○47番（山本 勝） どうもありがとうございます。

独自性ということで、それが、選ばれる三重というんですか、選ばれる政策を選択されていくんだと、こういうような御説明でございますが、総合戦略の中には三重県らしさとか、それからあわせた三重県ならではのとか、こんな言葉もちょっとお使いになってみえるので、この辺のところも、独自性、そして選択のところにも参考にされていくんだろかなと、こうやって思っていますけれども、何もかもというような形にはなかなかいきませんから、三重県の、独自性なら子育てにするとか、移住の問題とか、いろいろありますけれども、もうちょっと独自性を狭められた形の中でこれから発信をしていくということも大事なのではなからうかなと、このように思うわけでございます。

それともう1点に、後半のいろんな、あの辺のところの問題につきましては、財源のところにつきましても、余り今回はもう触れる気持ちはございませんけれども、今回の平成29年度の予算編成というのは、職員の人件費を減額したり、そしてまた各団体の運営費なり負担金を、削減をしてきたりということで、様々な協力の中で今回予算編成をされておるわけでございますが、例えば、公債費や人件費、社会保障費関係の、こういう構造的な面のところの対策というのも並行してやっていくというのが、これから継続的にこの施策をやっていくためには大変重要ではないかなと、この辺もこれから、十分努力をしていていただきながら取り組んでいただきたいと思います、何かございましたら。

○知事（鈴木英敬） 財政健全化のための集中取組の素案を以前お示しさせていただいて、またしかるべきタイミングで最終案を御説明させていただきたいと思いますが、特に構造的な問題につきましては、一遍に、一気に解決というのはできませんので、少しずつというか、スピード感はもちろん重視しながら段階的にやっていかなければなりませんので、そういう意味では平成30年度も歳入面においても歳出面においても大変重要な、そういうところから財源を捻出していかないとやりたい施策もできませんので、そして

また、多くの皆さんの御協力をいただいておりますから、そういうことに留意しながら、財政の構造の変革、健全化もしっかり取り組んでいきたいと思っております。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

○47番（山本 勝） どうも、知事、ありがとうございました。

施策の、独自化というのを含めて、財政の健全化、特に平成31年度目標にとりあえずおやりになるということでございますので、一層の努力を御期待させていただきたいと思っております。

次に、ヘルスケア産業の活性化についてお伺いをいたしたいと思っております。

我が国では、人口の高齢化の進展に伴いまして、認知症や生活習慣病、そして関節疾患などのために介護が必要になる高齢者が増えており、高齢社会に対応するためには、単に長生きするだけではなく、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間、いわゆる健康寿命をいかに延ばすかということが大きな課題になっております。

国では、日本再興戦略においても国民の健康寿命の延伸がテーマの一つに掲げられまして、2030年をめどに、一つには効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活をしていただき、老いることができる社会。二つには、医療関係産業の活性化により、必要な最先端の医療等が受けられる社会。三つ目には、けがや病気をしても良質な医療、介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会。こんなところを目指して様々な取組を進めるために、平成26年7月に健康・医療戦略が閣議決定をされたところでございます。

この健康・医療戦略の基本理念では、世界最高水準の技術を用いた医療の提供とともに、経済成長への寄与が掲げられる健康長寿社会を支える新しい産業として、医療・福祉機器や健康管理サービスなど、ヘルスケア産業を育てることにより我が国の経済発展に寄与するとされると、こういうような施策が出されてきております。

本県のヘルスケア産業の振興についても、古くは、古いというんじゃない

んですけれども、平成14年ごろからのみえメディカルバレープロジェクト、こんな構想により、県内の大学や企業、行政が連携をした様々な研究開発が進められてきておりますが、平成24年には国からみえライフイノベーション総合特区の指定を受けて、特区の支援制度を活用しながら、本県の特徴を生かした取組が展開をされてきました。

本県には、北勢地域を中心に高いものづくりの技術を持つ中小企業が集積をしております、これら企業が持つ技術を医療・福祉機器などの開発に積極的に活用することにより、製品化につながるものと考えて、いろいろ進められてきております。

また、県内には医薬品や化粧品の製造企業も集積をしており、三重大学や鈴鹿医療科学大学などの高等教育機関との連携が進められ、三重県産の医療品とか化粧品の創出も期待ができる時代になってまいりました。

このように本県は、ヘルスケア分野の製品、サービスを創出させるポテンシャルを有する地域でございます、企業等が研究開発を進めるための事業環境を整備することでヘルスケア産業の活性化につながり、また、健康寿命の延伸にも貢献できるような、こんな時代の背景がございます。そこでお伺いいたしますが、このヘルスケア産業の活性化を目指したみえライフイノベーション総合特区については、指定を受けてから平成28年度が最終年度を迎えると聞いておりますが、これまでの取組の成果と今後の取組についてお伺いをいたしたいと思っております。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） みえライフイノベーション総合特区のこれまでの成果と、今後の取組について御質問をいただきました。

みえライフイノベーション総合特区につきましては、平成14年度から取り組んでまいりましたみえメディカルバレープロジェクトによる県内の産学官民の連携体制を基盤といたしまして、県内へのヘルスケア分野の企業集積を目指しまして、平成24年7月に国から地域活性化総合特区の指定を受け、県内外の企業による医療・福祉機器、化粧品、食品などの製品、健康管理、生

活支援などのサービス、こういったものの創出に取り組んできたものでございます。

総合特区の主な取組といたしましては、企業などの製品開発を支援するみえライフイノベーション推進センター、これはM i e L I Pと略しておりますけれども、この整備と、統合型医療情報データベースの構築を進めてまいりました。

このうち、M i e L I Pでございますけれども、これは平成25年9月に三重大学をはじめとする県内の研究機関や市町など7カ所に設置されまして、県内の大学や企業などが連携した製品、それからサービスの創出に取り組んできたというところでございます。

具体的な取組では、医療機関や老人福祉施設の協力によるニーズの収集と、県内ものづくり企業とのマッチング、これを積極的に行い、企業の製品開発に対し技術的助言などの支援を実施しており、これまでに車椅子やストレッチャーへ着脱がワンタッチでできる新型点滴棒、あるいは手術の効率化や安全性を向上させる外科手術器具などの製品が生まれております。

また、日本人の体格に適した国内製の脊椎インプラントを開発するため、県内中小企業や三重大学、医療機器メーカー、三重県工業研究所等が参加したプロジェクト、これが本年度から開始されるなど、高度な製品開発の取組も行われているところでございます。

このほか、三重県内の海藻を活用した化粧品であるとか、高齢者が手軽にカロリーを摂取しやすい食品、こういったものの商品化などの成果も出ているところでございます。

総合特区のもう一つの取組であります統合型医療情報データベースでございますけれども、これは複数の県内医療機関が保有する患者の病名や検査結果などの医療情報、これを収集いたしまして、医薬品の有効性・安全性評価や新薬開発に活用するため、事業主体である三重大学医学部附属病院を中心に参加医療機関を拡大しながら医療情報の収集、これを現在進めておりまして、今後は収集した医療情報の分析を行うということになっております。

このように取り組んでまいりました特区でございますけれども、議員御指摘のように今年度が最終年度となるということで、平成29年度以降についても特区制度による企業支援、これが継続して受けられるよう、現在国に対し5年間の期間延長を求めまして、新計画の申請をしております。

その中では、新たな取組といたしまして、昨年10月に開催されました認知症サミット in Mie、そこでのパール宣言で提言されました、認知症施策における医療・介護と産業連携による製品・サービスの創出を目指しまして、認知症の人やその家族が暮らしやすい環境、生活に役立つ製品・サービスの開発に向けた取組を行うこととしております。

人口高齢化に伴う医療・介護等の様々な課題に対しましても、こうした産業面から貢献しながら、ヘルスケア産業の活性化につなげていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

○47番（山本 勝） どうも、部長、ありがとうございました。

平成24年から28年までの現総合計画の特区計画のところで、いろいろ成果のほうも御説明をいただいておりますが、特に統合型医療情報データ収集、こんなところも大学を中心にして、現在まで6万人ぐらいのデータを集積をされたということでございますが、今後恐らく将来的には、もっともっとこのデータの集積もやられていくんじゃないかなと思いますし、それと、新製品のところでは、いろいろ新しい製品等も、例えば点滴スタンドとか、いろいろ新製品等も開発されて世に出ておるといような、こんなこともお聞きをいたしておりますけれども、いずれにいたしましても、今後また特区が継続してやられるということで、できるということでございますので、次のところに向けて、いろいろ新しい施策を立てていただいて、頑張ってくださいなと思いますが、特に最後のほうでは、認知症等のいろいろ治療器具ですか、それとあわせて補助器具等につきましてもちょっとお話がございましたんですが、特に日本の平均寿命のところも、平成28年の発表では、女性の

平均はもう87歳ぐらいになってきております。男性でも80.79歳ということでございまして、5年前の平均寿命からしても1歳近く、どんどん延びておるといことで、特にそれに伴って、認知症というのはこれから、大きな社会の問題というんですか、社会の課題、それからまた、医療費に占めるそういう分野の医療費用等も大変占めてくるということでございますので、こういうヘルスケアの分野を、これからもより充実していただいて、特に今新しい時代の課題、こんなところにも十分対応していただきたいと思います、こういうことをちょっと御要望させていただいて、時間の関係もございますので、次のテーマに移らせていただきたいと思います。

次、教育を担う教職員の資質と教育への思いということで、ちょっと言葉的には何か、タイトルはちょっと厳しそうなタイトルであれですけれども、特に私は今回の3月1日の卒業式に、三重県立桑名北高等学校に、卒業式にお邪魔をさせていただきました。大変整然として卒業式を迎えて、そして進められて、そして生徒代表で答辞がございました。そのところで大変感銘をしたわけでございますが、その方はその学校で、本当に近年にはなかったということでございますけれども、国立三重大学の工学部に入学を今回されるということになりましたが、入学をするまでには学校の先生には本当に大変お世話になったそうでございまして、答辞を述べられておられながら、本当に誰々先生、ありがとうございます、誰々先生にはこのようなお世話になって本当にありがとうございますと言うて、答辞を述べられながら、先生のお名前も述べられて、そして時には言葉に詰まって答辞を述べておられて、本当に卒業式、久しぶりに感銘をした、そしてまた、胸に詰まるような、こんな思いをさせていただきまして、本当にその生徒さんは、在学中にいろいろな先生に、塾も行かずに勉強をさせていただくなり積極的にやられて、そこまで自分の目標に到達をできたということでは大変涙ながらに答辞を訴えてみえて、そんなところの卒業式に出させていただいて、本当にいい先生に恵まれて、いい指導を先生もされて、すばらしい学校体制だったのかなと、このように思わせていただきましたが、そんなことをちょっと先に述べさせ

ていただいて、現在の教育と、特に資質ということも含めてお話しさせていただきますが、現在の教職員体制の中で私の感じることには、まず一つには、社会や地域、家庭の変化についてでございますが、教職員を取り巻く環境について、社会全体が情報化やグローバル化、少子高齢化の進展などにより、大きく変化をしております。特に人工知能やビッグデータの活用等により、将来的にはさらに社会の進歩や変化のスピードが速まるかもしれません。

また、地域においては人間関係や地縁的なつながりの希薄化などにより教育力の低下が心配をされ、また家庭においては核家族化など家庭の小規模化が進んで、ひとり親家庭や共働き家庭の増加など、家族形態や家庭環境が多様化してまいりまして、そのような中で地域や家庭からの学校に対する教育上の期待というのが、以前よりも増加をしております。

また二つ目には、学びの変化への対応につきましても、現在国においては学習指導要領の改訂に向けたパブリックコメントを実施しておりますところであり、幼稚園では平成30年度から、小学校では32年度から、中学校では33年度から新たな学習指導要領に基づき全面実施をされ、また、高等学校では、34年度から年次実施をされていく予定だそうでございます。

次期学習指導要領に基づく学習が円滑にスタートできるような準備もこれからしていかなければなりませんし、また、ICT、いわゆる情報通信技術を生かした教育も一層求められております。

ICTは、時間的、空間的な制約を解消し、多様な学習機会を提供する有効な手段でもあることから、例えば、教職員が電子黒板等を用いて課題をわかりやすく提示したり、児童生徒がインターネットを活用して調べ学習をしたりするなど、ICTを活用した授業というのが今後大いに増えてくるんじゃないかと思えます。

そのほかには、発達障がいを含んだ、特別な支援の必要な児童生徒への特別支援学級の、こんな問題。これも、特別支援学級は平成28年5月1日現在で県内で1029学級あるそうございまして、教職員の皆さん方への特別支援教育に関する一定の知識とか、技能というものを持っていただくような、こ

うということも求められておりますし、いろいろな課題が山積をいたしておりますが、恐らくこれから教壇に立つ教職員の皆さん方は本当に大変だなと私も感じさせていただいておりますし、これからの時代を生き抜いていく子どもたちも大変だなと、このように思わせていただいております。

子どもたちには、私が出会った今までの経験からしても、大人になったときに、あの先生に教えていただいて本当によかったな、あの先生との出会いというのが自分の人生に大変財産になったなど、このような先生に学びたいなど、こんな思いもさせていただいて、教職員の皆さん方にはそんな先生になっていただくようなことも考えていただくような時代背景もあるのではないかなと、このように思わせていただいております。

学校教育を充実させるためにも、教育環境の整備や、学校が組織として力を発揮できるよう、体制の充実など様々な対応が必要だと思いますし、中でも教育の直接の担い手である教職員の皆さん方の資質的な向上というものも、これから大きな課題になってくるのではないかな。中央教育審議会の答申の中にも、これからの学校教育を担う教員の資質の向上についてということで、教員の資質能力の向上は我が国の最重要課題だと、このように位置づけられております。

こんな背景の中で教育長にお伺いしますけれども、未来を担う子どもたちへの学校教育を行うのに、どのような教職員を求めて、今後どのように資質向上に取り組まれるのか、教育長、ひとつ、決意をよろしくお願ひしたいと思ひます。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） それでは、どのような教職員を求め、どのように資質向上に取り組むのか、また、教育への思いを聞きたいについて御答弁申し上げます。

子どもたちは、一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、誰もが無限の可能性を持っています。教育は、国家百年の計、米百俵の精神などと言われますが、子どもたちの可能性が芽吹く土壌をつくり、開花させ、実りあ

る豊かな未来をつくるという崇高な使命があります。

その使命を担う教職員には、一つには、何よりも子どもが大好きで、教育に対する情熱と使命感を、二つ目には、子どもと一緒にあって課題を解決する専門的な知識や技能を、三つ目には、保護者や地域と信頼関係を築ける社会人としての豊かな人間性を、四つ目には、神は細部に宿ると言いますが、子どもの発するサインを見逃さず、思いを受けとめ、寄り添う、子ども目線に立って考えられる力などが求められています。

加えて、現在の小学6年生の65%が今は存在しない職業につくといわれる中、将来の予測が難しい社会でも、子どもたちが自らの進む道を切り開き、自己実現を果たしていく力を身につけることが必要になってきています。

また、近年の大量退職、大量採用などにより、先輩から若手への知識や技能の伝承や、互いの悩みを共感する場や機会が少なくなってきました。

このような中、教職員は失敗を恐れることなく、教育への熱き心を持ち、職業人生を通じて学び続け、感性を磨き、専門性を高め、チャレンジしていくことが大切です。

さらに、1人で抱え込まず、チーム学校の一員として、保護者、地域、関係機関の力もかりて、総体として教育に当たる姿勢も必要です。

こうしたことから、県教育委員会では、教職員がキャリアステージに応じた力を高めるため、教職経験年数の異なる教職員が学びあう研修や、次期学習指導要領改訂、さらには、情報活用能力、カウンセリングマインドなど、今日的な課題を踏まえた研修を充実させ、教職員一人ひとりの資質向上を図り、自信を持って教育に当たれるよう取り組んでいくこととしています。

教育への期待がますます大きくなっている今こそ、原点に立ち返り、学校は誰のため、何のためにあるのかを考える必要があります。

教職員の方々には、子どもたちを信じ、寄り添い、情熱と信念を持って向き合うことで、子どもの心に希望の明かりをともし、やる気にスイッチを入れる、そんな学校教育を担ってほしいと願っています。

県内の子どもたちが卒業し、自分の道を歩み始めたとき、三重県で学んで

よかったなと心から実感し、また、教職員の方々が三重県で教育に携われたことに生きがい、やりがいを感じられる、そのような三重の教育を今後とも進めてまいります。

以上でございます。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

○47番（山本 勝） ありがとうございます。教育長、どうもありがとうございます。

ちょっと時間的に私、端折ってしましまして申しわけございませんけれども、本当に熱のこもった、そしてまた、失敗を恐れず果敢に挑戦をしていただきたいとか、学校は誰のものである、何のためにあるのかとか、子どもたちには真に接していただきたいとか、本当に、最近に余り教育長から聞かれないようなお言葉を頂戴して、大変力強く思っております。

どうぞひとつ、短い期間かもわかりませんが、後輩のほうに、御指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に、ちょっと時間がございませんので、育てる漁業についてお伺いをいたしたいと思います。

前半はちょっと端折らせていただいて、早速アサクサノリについてお聞きをしたいと思います。

伊勢湾では、冬を代表する水産物の一つとして、黒ノリ養殖が行われており、生産量は2億枚、生産額は20億円を超えて、産業となっております。

しかしながら、漁業者の減少等により、10年前に比べて生産量は3割程度、生産額は1割程度に減少しています。かつて昭和30年代は、アサクサノリは黒ノリ養殖の中心でございましたが、病気に弱いこともあり、現在はスサビノリが養殖のほとんどを占めております。

このような中、漁業関係者の間では、高値で取引されるアサクサノリを復活させたい、黒ノリ養殖業者の所得向上に努めていきたい、こんな強い期待がございまして、そこで漁業関係者と県が連携をさせていただいて研究に取り組んだ結果、アサクサノリの生産に成功いたしまして、今年度も28万枚ぐら

いの過去最高の収穫量でございます。

ちょっとここで、少しノリの勉強をしていただきたいと思いますけど、（パネルを示す）これがまず、ノリの種つけの様子でございます。下には、孢子がたくさんある貝がございまして、回転式の網でそこへ、こう、回して種つけをする作業でございます。（パネルを示す）これが、あと、海につけたノリを収穫する作業でございます。今はもう、網の下に船が入って行って収穫をしてくる、こういうことでございます。

そして、もう今は全部自動化をしまいいまして、（パネルを示す）これが、ノリスき、ノリをすく機械でございまして、安いので約二、三千万円、高いのですと八千万円ぐらいの機械でございますけど、ノリを入れたらすぐこのように完成品で出てくるという、こういうことでございます。

以上、ちょっと御紹介させていただいて、伊勢あさくさ海苔の生産を増やし、三重のブランドノリとしてPRをしていくべきだと私は考えておりますが、県の今後の取組についてお伺いをいたしたいと思っております。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） アサクサノリの今後の取組について御答弁申し上げます。

アサクサノリの養殖のきっかけは、平成23年3月、三重県水産研究所鈴鹿水産研究室が、県内の宮川の河口でございますけれども、アサクサノリの野生株を採集したことに始まります。

その後、株の選抜を繰り返し、漁業関係者の皆さんと取り組んで、平成25年、毎年生産が行われるようになりました。

しかしながら、アサクサノリの生産枚数を増やしていくためには、養殖の過程でスサビノリの混入を防止するなど、安定生産と品質向上に向けて解決しなくてはいけない課題があり、また、流通関係者の皆さんや消費者の皆さんに認知度を高める、こういったことが必要というふうに考えています。

このため、昨年度からアサクサノリとスサビノリの漁場を離すこと、あるいは養殖時期をずらすなど、スサビノリの混入を防ぐ取組、また、最適水温

19度Cにおける養殖開始など、生産安定に向けた取組を進めました。

また、製品についてDNA検査などを行い、アサクサノリが含まれていることを確認するとともに、食味評価において、うまみ、甘み、食感等が特にすぐれていると判断されたものを伊勢あさくさ海苔として出荷をしています。

また、認知度向上に向けて、首都圏の飲食店、築地市場関係者、仲買人、消費者などにPRをしているところであります。

こうした結果、議員からも今御紹介がありましたが、平成28年度の生産枚数、過去最高であります約28万枚、平均単価についても1枚56円、最高値では1枚170円、実にスサビノリの約4.6倍の高値というふうになっています。

今後も、漁業関係者の皆さんと連携し、アサクサノリの安定生産、品質向上に向け、技術的課題の解決に取り組み、アサクサノリを含めた黒ノリ養殖業の活性化に努めてまいります。

以上でございます。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

○47番（山本 勝） 部長、どうもありがとうございました。

今、部長がお話をされました、1枚160円とか170円は、（実物を示す）こんなアサクサノリという、こういうような形で製品で販売をされておりますけど、普通ですと大体12円とか15円ですけど、その大体10倍ぐらいの値段ということでございます。

今回のこのアサクサノリも、県の水産研究所と桑名市の伊曾島漁業組合が連携をして、今日のこのアサクサノリが復活されましたが、改めて皆さん方の、特に県の皆さん方の御努力に感謝をさせていただきます。引き続き、関係者の皆さん方一体となって、漁業の活性化、そしてまた、地域の発展に、取り組んでいただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、ハマグリの問題について少し入らせていただきますが、ハマグリは木曾三川河口部の豊かな漁場で育まれまして、桑名のハマグリは東海道の桑名の名物として名高くて、江戸時代には徳川家の将軍に献上したと、こういうことも歴史に残っておりますし、江戸時代後期の戯作者、浮世絵技師の十

返舎一九の『東海道中膝栗毛』の中にも紹介されるほど有名でございますが、このハマグリも昭和40年代は年間2000トンを超える漁獲量がございました。日本でも有数の産地を誇っておりましたが、昭和50年代以降は高度成長期のいろんな弊害もございまして、漁獲量が急激に減少して行って、平成7年ぐらいではもう漁獲量が1トンぐらいに物すごく減りまして危機的な状況となりました。こんな危機的な状況から、地元とか県、市もいろいろ御尽力をいただいて、いろいろ対策を練って、そしてまた、ハマグリ資源回復にも努めてられました。

これまでに、稚貝というんですか、今からまた映写しますけれども、小さい貝を、1ミリ、2ミリぐらいの貝を今まで3000万個ぐらいずっと放流をしてきて、その結果平成20年ぐらいになりましたら、ハマグリ漁獲量が100トンぐらいに戻ってきて、平成26年には200トンぐらいまで戻ってまいりました。

このことを、戻ってきたということで、最近はたくさんとれるようになりましたんですけども、やっぱり密漁という、よその地域からいろいろそういうハマグリをとりに来る密漁というのが大変増えてまいりましたので、ちょっとスライドを、映写をさせていただいて、少し説明をさせていただきますと、(パネルを示す)これがまず、ハマグリ稚貝で、この大体1センチの、大体今小さいのでは2ミリとか、大きいのでは5ミリか6ミリぐらいの、こんなところまで、胞子と稚貝を育てます。稚貝を育てたら、指に、(パネルを示す)このぐらいまでですか、これぐらいのところぐらいからもうちょっと小さいものを放流すると、こういうこととございますが、それが完成品になると、(パネルを示す)こういうところですね。これは、本当にしちりんいろいろ焼いたりあれですと、焼きハマグリになります。それで、(パネルを示す)あと、これは赤須賀の皆さん方の船で、いろいろとれて、選別をしておるところですけど、今はこれぐらいとれるようになりました。

ですけれども、今言いましたように、(パネルを示す)密漁が今度はたくさん出てまいりまして、ここは放流をしてそれを育ててとるといふ、そうい

う漁場でございますので、密漁でとられるということになりますとやっぱり資源の枯渇を起こしますので、こういうような形で密漁をある程度これから防ぐというようなこともやっておりますが、桑名はかつてこのような生産地としてさらなる復興を遂げておりますけれども、密漁を撲滅するということが必要不可欠でございますが、ここで質問しますけど、こうしたハマグリに密漁をなくすために、県としても今後どのように取り組んでいただけるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 桑名のハマグリに密漁対策についてです。

密漁防止のために地元漁業関係者、あるいは警察、行政が入りました桑名地区密漁防止対策協議会において、特に合同パトロールなどを行っております。合同パトロールでは、潮干狩りのシーズンになりますけれども、潮干狩りをしている皆さんに、まずは漁業権が設定されている場所では潮干狩りができないこと、とったハマグリは直ちに放流すること、あるいはジョレンなどの漁具は使わないことなどの指導、啓発を行っております。

また、県の広報誌、ラジオ等で、広く県民の皆さんに対してルール等についてPRを図っているところであります。

一方、赤須賀漁協の青壮年部研究会の皆さんは地元の小学生を対象に種苗放流、干潟の観察会、社会見学の受け入れなどを実施しておりまして、こうしたことから地域の皆さんにもこの活動が伝わりまして、地域でハマグリを守っていくといった機運が醸成され、ついては、密漁の防止にもつながっているというような声も聞いています。

引き続き、密漁防止対策にしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

○47番（山本 勝） 部長、どうもありがとうございました。

引き続き県民の皆さん方にもハマグリというのを理解していただいて、

密漁の撲滅ということも、どうぞひとつ御理解をいただきたいなと思っております。

こういう資源を増やしていくということで、平成17年以降に地元も、30人を超える新しい漁師になられたと、こういうような方も増えてきておりまして、この地域の中で漁村の活性化というのも、モデルのような地域にもなっております。

そこで、今日は昼、ちょこっと戻りましたら、桑名のハマグリが三重ブランドに認定をされたこと、桑名のハマグリと伊勢たくあんが認定されたということで、大変、本当、ありがとうございます。その認定のいろいろ理由としても、持続可能なハマグリ漁業を目指した資源の管理とか、それからハマグリや漁業への理解を増やすための地元住民と都市住民とのつながりづくりとか、若手漁師の増加ということで、これにブランドとして認定されたようでございまして、本当にありがとうございます。

そこで質問しますが、新たに三重ブランドに認定された桑名のハマグリを今後どのようにPRし、三重の知名度向上につなげていくのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 桑名のハマグリが三重ブランドに認定をされるということで、どのようにPRをするか。

桑名のハマグリについて、今議員からも御紹介がありました、味、それから品質、並びに干潟の保全とか漁業者の皆さんのいろんな保全活動、あるいは厳格な漁獲規制、あるいは資源管理などが総合的に評価されました。

こういった非常に高いポテンシャルを生かして、引き続き三重の認知度向上ということに向けて、あるいはハマグリとあわせて、PR冊子やポスターなどによる、生産者の思いや稚魚放流から漁獲に至るまでのストーリーの発信、地元の飲食店と連携したPR、みえの食国際大使を活用した首都圏等におけるPRなどに取り組んでまいりたいというふうに考えています。

引き続き、三重ブランドのラインナップに桑名のハマグリを加えまして、しっかり国内外に向けPRし、桑名はじめ三重県の知名度向上、そして集客

交流につなげていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

○47番（山本 勝） 部長、ありがとうございました。

三重ブランドの認定により、ハマグリが付加価値がさらに向上して、この地域のさらなる誘客が期待されるところでございまして、どうぞひとつまた、既に認定されております15品目とあわせて、このハマグリの方も、国内外へのPRの方もよろしくおほいをいたしたいと思ひます。

最後に2分ほど残っておりますのですが、最後に、元農林水産商工部長で現在石垣副知事におかれましては、ハマグリが驚異的な復活をして、桑名ハマグリということで三重ブランドに認定をされましたが、副知事におかれましては、平成10年ぐらいから平成19年ぐらいまで農林水産関係のいろんなところに籍を置かれておりましたので、ハマグリ三重ブランド認定を含めて何かひとつコメントでもあれば、おほいをいたしたいと思ひます。

○副知事（石垣英一） 議員が言われましたように、桑名のハマグリは、一時は本当に生産量が年間1トンやったんですよ。今は約200トンに回復しました。本当に皆さん方が、赤須賀漁業協同組合の秋田組合長以下漁協の皆さん方が、この復活に向けて本当に献身的な努力された。本当に大変だったと思ひています。まずは、敬意を表したいと思ひています。

そして、要するに種苗生産とかいろんなことを試行錯誤しながらやってきたんだということでも、片方でもう一つは、若い青壮年の子が、県の普及指導員と一緒に、小学生に対してハマグリはこうや、干潟はこうや、大事やという環境とかいろんなそういう教育も片方でやってきて、地道な努力でやってきたんですよ。だから、市民も応援しながらこういう桑名のハマグリが、1トンが200トンに。これからもう一回2000トンに戻るよう大いに期待しております。本当によかったですと思ひています。

〔47番 山本 勝議員登壇〕

○47番（山本 勝） どうもありがとうございました。

特に副知事、得意な分野でございまして、熱弁のほうもいただいて、本当にどうもありがとうございました。

いろいろ地域の課題等も問題をいただいて、質問させていただきました。本当にどうもありがとうございました。

これで、終結します。（拍手）

○副議長（日沖正信） 38番 前田剛志議員。

〔38番 前田剛志議員登壇・拍手〕

○38番（前田剛志） どうも皆さん、こんにちは。津市選出、新政みえの前田でございます。

一般質問のトリを務めさせていただきますが、大変お疲れの時間帯でもありまして、そしてまた、これまでも多くの議論が重なってきておりますが、できるだけ重ならないように整理をしながら質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

図らずも、本日は私の57回目の誕生日でございまして、ありがとうございます、公共の電波をかりまして宣伝をしまして、申しわけございません。記念すべき日に質問の機会をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、できましたら知事はじめ執行部の皆様方には、誕生プレゼントのかわりに誠意ある真心のこもった御答弁を心から御期待申し上げる次第でございます。

本来でしたら、ここで早速質問に入らせていただくんですが、先般の奥野議員の質問で、全国菓子大博覧会の成功に向けてプレッシャーをかけられましたので、質問に入らせていただく前に、本会議で導入の質問をさせていただいた責任において、少し要望をさせていただければと思います。

（現物を示す）これは、バッジもつけておりますが、公式キャラクターのいせわんこであります。実は、廣県議会議員に借りてまいりました。いろんなPRが、まさに実行委員会を中心に、この3月1日から4月8日に、強化月間という位置づけの中で取組が進められておるところであります。県におかれましても、4月の県民の日記念行事等をはじめとする県主体のイベント

でのPRや県広報の活用、菓子博と同時期に開催される食博覧会・大阪への出展を通じ、引き続き情報発信に取り組んでいただくとのことであります。

しかし、これまでの取組状況を振り返ってというか、現状を確認させていただきますと、目標の60万人に対して前売りチケットの販売がまだまだ半数程度という状況だと聞いております。かつ、その大部分の枚数が県内での販売になっておるとい状況だそうであります。このことから、実行委員会として中心に取り組んでいただかなければいけないんですが、できましたら県としてのネットワークを最大限に生かしていただいて、東海地域、関西地域への行政、あるいは経済団体等へのPRの充実を図っていただきたいと思っております。

あわせて、一部の旅行会社で（現物を示す）こういうパンフレットがつくられておるんですけれども、年明けを中心にPRがスタートしておるところであります。やはり、全ての旅行会社がそういう旅行商品をつくっていただきながらPRを充実していくということが大事だと思っておりますので、県のネットワークを生かしていただいて、お取り組みをいただけないかと思っております。

その2点の御要望ではありますが、ポストサミットの取組である全国菓子大博覧会の成功に向けて、あと1カ月を切りました石垣副知事を筆頭に県の強力なバックアップを心から御要望させていただき、早速質問に入らせていただきます。

まず最初に、来年度の予算編成について3点ほどお聞かせいただきたいと思います。

極めて深刻な財政状況の中で、県民の暮らしを守る取組や、真に必要な投資には予算を確保するために、来年度の当初予算編成に当たり、政策的経費の対前年度比にシーリングを55%とするよう、各部局に一律に要請をされ、各部局が事業の見直しや経費の削減に取り組まれた中で、約48億2000万円という形の中で目標は達成され、前年度比で約40億円を抑制された予算編成となっております。

しかし、財源不足の解消のために、職員給与の特例的な減額等を3カ年で31億円、その財政の調整として環境保全基金から18億円の繰り入れを行っており、特定の目的に支出するはずの基金から一般会計に繰り入れをする異例の措置で、2年連続乗り切られるという状況であります。

また一方で、政策的経費のうちのシーリング対象外となったポストサミットの取組や防災対策などの特定政策課題枠は約369億8000万円と、シーリング対象経費の7.7倍という結果であります。中身もポストサミット事業総額の112億7000万円の中で、国への直轄道路事業負担金が104億8000万円と、93%を占めておるような状況であります。一律の55%のシーリングを達成するために、特定政策課題枠を拡大活用した数字のテクニックではありませんでしょうか。

また、知事査定におきましても、各部局からの要求から約16億7000万円を減額査定されたところではあります。そのほとんどが、公共工事の農林水産部がマイナスの3.9億円、そして、県土整備部が12.5億円と、大幅な減額査定でありました。さらに、県土整備部の県単公共建設におきましては、対前年度比マイナスの23億円、比率にして65.9%、修繕費におきましてもマイナスの17億円、比率にして80.5%という状況であります。

河川の土砂撤去については維持、前年度予算を確保いただいたということでもありますので、逆の言い方をすると、道路の修繕費が来年度は大幅に削減されるのかな、減額されておるという状況であります。来年度の公共工事の進捗と、道路維持管理面での県民の皆様方からの苦情の解消に向けて、大変危惧しておるところでもあります。

このことから、予算編成方法も極めて厳しい財政事情の中での一律のシーリングによる包括配分方式は、もう既に限界にきておるのではないかと思います。抜本的な見直しが必要だと考えられます。

また、見直しに当たりましては一律のシーリングによる包括配分方式から、知事部局長間調整によって、ソフト・ハード事業、あるいは維持管理費等別にシーリング幅を事前に検討しながら、そしてまた、全体枠での部局間の

シーリング幅の調整等々を行い、特定政策課題枠は真に必要なものに特化して枠の縮小を図るべきと考えますが、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に2点目は、ポストサミットの充実についてお尋ねをいたします。

伊勢志摩サミットを一過性に終わらせずに全県に経済効果が波及できるように、ポストサミットが計画されております。来年度、62事業、総額114億6280万円の事業費を計上し、人と事業を呼び込む、サミットの成果を発展させる、次世代に継承する、戦略的・効果的な情報発信に関する事業を対象としてみえるところであります。ややもすると、分野が少し広過ぎて、県民にとってわかりにくいポストサミット事業になっているのではないのでしょうか。

また、事業費におきましても、先ほども説明をさせていただきましたが、国への直轄道路事業負担金が104.8億円ということで、全体事業費の91%を占めている状況であります。ポストサミット事業として、理解が得られる事業ではないのではないかなと思っておるところであります。あらゆる分野にサミットの成果を行き渡らせると、防災や移住促進、医療など多岐にわたる分野の施策を盛り込んだことが、逆に県民に対して目指す方向性を見えにくくしているのではないかと考えます。

そこで1点目は、ポストサミットを長期的に展開していくのに、様々な分野での施策が入り乱れる来年度のポストサミット事業を、経済効果が期待できる分野などに絞った上で一定の方向性を示すなど、県民にわかりやすく、納得のできる事業にすべきではないかと考えますが、知事の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

また、サミット開催による経済効果の試算も伊勢志摩サミット三重県民会議で独自で実施され、直接的な経済効果が1070億円、パブリシティー効果として3098億円、ポストサミットの経済効果が1489億円でありました。そのポストサミットの1489億円のうち、MICE等の国際会議の増加の4億円を除きますと、県外観光客の増加による経済効果が1485億円であります。（パネルを示す）これが、その試算結果の一覧表であります。

まず、誘客効果、サミットを行ったことによってこれだけの観光客が増えるだろうという数字であります。そして、この誘客効果に使った9.3%というのが平成28年度の数字ではありますが、観光庁の宿泊旅行調査、統計調査による6月時点の増加率を使っております。たまたま、3月3日の日に観光庁から速報が知らされた中で、先ほども説明がございましたが、初めて三重県として1000万人を超える1003万人という状況の中で、伸び率は全国2位だという状況ではありました。が、しかし、ここで使っておる誘客効果の数字としては、速報ではありますが、昨年度、前年度に対比して6.0%の伸びであったというのが、全国2位なんです、ポストサミットの試算に使っている数字よりは低い状況になっていたという状況であります。

そして、この数字をもとに何人多くの方が来ていただけるかという誘客数、さらには、観光消費額の増加額が、それぞれの5地域に分けて、それぞれの単価を掛けながら観光消費額の増加額を算出しております。

この中で、トータルが1060億円なんです、私がよく、地域別に経済効果の試算をということをやりましたが、積み上げた数字の中で一番大きいところが当然伊勢志摩でありまして、475億円のプラスの経済効果があるだろうという試算がされております。そして、一番小さい地域、どことは言いません。49億円という試算結果であります。一番大きいところと小さいところを比較すると約10倍のプラスの観光消費額の増加としてあるという状況であります。そして、産業連関表を使って最終経済効果を算出し、1485.9億円のポストサミットによる効果があるということになります。

したがって、ここが6%になれば、当然数字も下がる、さらには右の数字も下がってくるということで、私が試算した中では、比率だけですが経済効果として平成28年度292億円、経済効果の試算結果として161億円、28年度だけでマイナスになるのではないかと感じております。という試算結果でございます。

県内の経済効果、直接効果も含めると、1972億円と非常に大きな数字が示されており、また、県民の皆様もサミットに対しての期待感が非常に高

かったということもあろうかと思いますが、そういったことが相まって、いろんなアンケート調査等何社かされておるんですが、全てのアンケート結果において、経済効果があったという数値が低い、3割程度という数字で、地元、志摩市商工会が調査をしてもそんな状況になっているというのが現状でありまして、一部でしか経済効果の実感がないというのが正直なところだと思います。

このことから、ポストサミットの経済効果に県民の理解が少しでも得られるように、わかりやすく実感の持てるような経済効果の試算結果の見直しや、あるいは地域別の試算結果等の公表等、県民が納得できるような工夫が必要かと思いますが、あわせて知事の御見解をお聞かせください。

次に、3点目は、ふるさと納税の充実についてお尋ねをさせていただきます。

厳しい財政状況の中でいかに財源確保を図っていくのかということで、ふるさと納税の取組の強化に向けて、今井議員のほうからも質問がされたところであります。

今後は、寄附金を活用された後にも改めてお礼を伝えていただくとか、さらには、より多くの方々に制度の趣旨を御理解いただき、寄附いただけるように、寄附金の使途の紹介等々一層周知に努めていかれるということでありました。

そこで、（パネルを示す）少し現状を御説明させていただきたいと思います。これが、三重県のふるさと納税の数字であります。これは、わかりやすいですが、一番左の1番、これが、各、平成25年度から28年度までですが、ふるさと納税として寄附をしていただいた金額です。27年度は非常にはね上がっておるんですが、これは、大部分がサミットの寄附の分であります。そして2番目が、ふるさと納税をしていただいた、三重県民がふるさと納税を他県、他市の方にしていただくことによって寄附金の、控除をしておる県民税からの控除額であります。そして、3番目がその差額です。要するに、三重県に入った分、控除して減った分、その差額が右の数字のとおりであり

ます。25年度、2100万円マイナス、26年度、マイナスですが6800万円、27年度に至っては3億9000万円のマイナスというのが現状の数字であります。28年度に至っては、まだ来年度の控除でありますので数字が出ておりませんが、他県で結構伸びがある中で同様の4億円近いマイナスが三重県として生じるのではないかと考えております。

そして、参考に（パネルを示す）これが市町の数字であります。見えないですが、要するに何が言いたいかというのは、トータルだけ見てください、ここの部分ですけれども、市町のトータルです。これが入りで、控除で、この一番右が収支ということで、16億円、市町としては28年度、プラスになっておるといところであります。

そして、金額的にナンバー1、2、3とつけさせていただいたんですが、サミット効果で志摩市が1番、そして2番がジュニア・サミットをやられた桑名市、さらには3番が鳥羽市ということで、少し返礼品が充実しておるといのが、ホームページを見せていただいて感じたところであります。これが、市町のふるさと納税の状況でございます。

このことから、過去にも予算決算常任委員会の総括質疑の中で知事とも議論をさせていただき、返礼品の競争を行えという気は全くございませんが、その当時はたしか県民手帳をつくったときでしたので、県民手帳を返礼品に使うてはどうかという提案をさせていただきながら、三重県の独自であるオンリーワンのものを返礼品として使っていいかどうかということを提案させていただいたんですが、なかなか前向きに動かれていないというのが正直なところであります。今回も再度提案させていただきますが、今回は菓子博のチケット、前売り券なんかも返礼品に充てていただくなり、あるいは三重県に旅行者が来ていただけるような県内の宿泊優待券、あるいは温泉への入浴券等々、あくまで、物で競争するのではなくて、三重県にしかないものをお礼の気持ちに返礼で返す、そういうものを少しPRしていただいたらなど。さらには、既にお取り組みいただいておりますが、こういう国体に向けたアスリートの応援募金等々を含めながら、まだまだPRが少ないのかなとい

うところで、後の質問にもありますが、動物愛護の取組、あるいはインターハイの取組、国体の取組等々、もう少し政策誘導的なPRを上手にさせていただいて充実をしていただければと思いますが、御見解をお聞かせいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 57歳の誕生日、おめでとうございます。

それでは、御質問いただいたもののうち、ポストサミットの関係と経済効果の関係、私のほうから2点答弁いたしたいというふうに思います。

一つは、経済効果につながる事業に特化してはどうかということと、それから、経済効果を地域別とか身近な形で県民の皆さんに示していくことが必要ではないかという2点でありました。

伊勢志摩サミットでは、三重県の知名度が向上しただけではなく、県内全域において多くの県民の方々に活躍いただくとともに、県内各地の様々な食材や日本酒、県産品などが活用されました。

特に、次世代を担う子どもたちが、ジュニア・サミットやG7首脳による記念植樹のお手伝い、配偶者プログラムでの食事の提供や伊勢音頭の披露等でサミットにかかわり、また、国際理解・国際交流プログラムなどで世界に視野を広げる機会を持つことができました。

サミットが終わった今、三重県にはサミットの成果を高め、かつレガシーを全県的に波及させていくことが求められていると考えております。

ポストサミットの具体的な取組、先ほど議員からも御紹介がありましたが、人と事業を呼び込む、成果を発展させる、次世代に継承するに加えて、戦略的・効果的な情報発信、この4本の柱としております。

ポストサミットの取組においては、経済効果を求めるだけでなく、三重の未来を担う子どもたちを対象とした次世代育成の取組を大変重要だと考えております。

お示した4本の柱により、幅広く事業を展開することで、経済効果にとどまらず、サミットの成果を高め、かつレガシーを全県的に波及させてまい

ります。

というものの、一方で今前田議員がおっしゃったように、これがポストサミットと関係あるのかということがわかりにくいというのは一部の事業において事実だと思いますから、事業の実施においては、これがなぜポストサミットなのか、サミットをどう生かして、どういうことを継承していきたいのかとかというのを、丁寧にわかりやすく御説明するということにしっかり配慮していきたいというふうに思っております。

それから、2点目の経済効果の関係でありますけれども、今、先ほど議員から御紹介いただいたとおりのことでありましたが、県外観光客数の増加の試算過程においては地域別の数値を基礎数値として算出していますけれども、最後、経済効果に直すときに三重県産業連関表が地域別の試算ができなくて県全体の産業連関で計算されてしまいますので、どうしても経済効果は三重県全体の試算結果となっていて、それを公表させていただいているということでもあります。

一方で、様々、先ほどの宿泊者数のこととか、あとは2月27日に三重県商工会議所連合会が発表した昨年、平成28年7月から12月期の調査結果によりますと、現状のD I、この実感値みたいなのですね、は県全体で今年の上半期よりも3.8ポイント改善をしておりますし、地区別では北勢、中勢、南勢伊賀、東紀州、全ての地域で改善をしております、特に南勢地区で19.1ポイントの大幅な改善となっており、業種別では飲食業が11.2ポイント改善と、全業種中最も改善幅が大きく、サービス業、小売業が続いているという状況です。今後の見通しのD I値についても、今期の現状と比較しますと、県全体で0.6ポイント改善しているということでもあります。

このように、幾つかの数字において具体的な成果と考えられるものもあらわれてきているところでありますけれども、県としましては先ほど議員がおっしゃっていただいたような趣旨、つまり、県民の皆さんに身近に感じてもらう、あるいは県民の皆さん、1人でも多くの皆さんに実感してもらうというようなことで、今のD I値の地域別の状況とか、そういうのはしっかり

把握しながら、その地域の皆さんに少しでも実感を感じていただけるように、身近に感じていただくような、そんな努力をしながらポストサミット事業にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 次、私のほうから、予算編成の方法とふるさと納税についてお答えさせていただきたいと思います。

平成29年度当初予算編成に当たりましては、県民の暮らしを守る取組や、真に必要な投資には予算を確保し、中でも防災、減災などの喫緊の対策、あるいは伊勢志摩サミットの資産を未来に生かす取組やスポーツの推進など、未来への投資には予算の重点化を図ることといたしました。

一方で、三重県財政の健全化に向けた集中取組（素案）に基づく改革の初年度といたしまして、財源が限られている中で団体や市町も含めた県民の皆さんにも御理解と御協力をいただきながら、事務事業の徹底した見直しと一層の歳入確保の取組を行ってきたところでございます。

また、本県の財政状況はこれまでも申し上げて来ましたとおり、社会保障関係経費だとかの増加の傾向が続くとともに公債費もピークに向けて増加を続ける見込みであるなど、大変厳しい状況にあります。

こうした極めて深刻な財政状況を反映し、平成29年度当初予算編成に当たっては、先ほどの御指摘でありましたように、要求基準において政策的経費のシーリングを55%としたところでございます。この政策的経費のシーリングは、財政状況が厳しく限られた財源の中で、まずは県民に近くニーズを直接把握している部局において事業の優先度を判断するためのものがございます。また、限られている予算編成期間において、効率的に予算編成を進めるためのものでもあります。

一方で、部局内の優先度判断のみでは部局間の調整が図られず、一律の削減を行うだけで社会経済情勢の変化や新たな行政課題に対して機動的かつ弾力的に対応することが困難であることから、シーリング外で特定政策課題枠を設定しており、部局を超えた全庁的な調整を図っているところでございます。

また、社会保障関係経費や大規模臨時的経費など、縮減が困難な経費や臨時的経費については、別途所要額で要求できるものとしているところでございます。

特に、特定政策課題枠については各部局から提案を受け、秋に二役と部長との協議や予算議論を踏まえて絞り込みを行うなどしていることから、部局を超えて全庁的な判断が必要な注力すべき事業に充当することで、限られた財源を有効に活用するものとなっているところでございます。

来年度以降も厳しい予算編成が見込まれることから、三重県財政の健全化に向けた集中取組（素案）に基づく資源配分がなされるよう、引き続き、先ほどのシーリングのあり方も含めまして、よりよい予算編成の仕組みを検討してまいりたいと思います。

次に、ふるさと納税でございますけれども、三重県ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税は、ふるさとである三重に貢献、または応援したいという納税者の思いを寄附という形で実現していただくために創設されたものでございます。

制度の趣旨を踏まえ、県外に居住する方々から三重県へ寄附していただくために、県外で開催される県人会などのイベントでのリーフレット配布や、ホームページの情報発信など、県内外の方々に向けた周知活動を行っております。

寄附金の活用先としましては、動物愛護の推進、三重で開催、平成30年度全国高等学校総合体育大会をはじめとした21の事業を選択肢としてお示ししているとともに、毎年度この選択肢となる事業の見直しを行っておるところでございます。

今後とも、寄附への理解と共感が得られるよう、関係部局とさらなる連携を深めながら、寄附していただく皆様に、よりわかりやすい広報の充実に努めてまいりたいと思います。

お礼の品としましては、2000円以上の寄附をいただいた方々に県立美術館、三重県総合博物館などの入場券を進呈しているほか、雑誌「三重の里いなか

旅のススメ」を贈呈し、三重県の魅力を発信しているところでございます。

また、今後、より一層多くの皆様に三重県にお越しいただけるよう、県内に700軒以上あるみえ旅おもてなし施設からサービスを受けられるみえ食旅パスポートの配布を新たに実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

〔38番 前田剛志議員登壇〕

○38番（前田剛志） 一通りの答弁をいただきました。少し整理をさせていただき、確認もさせていただければと思います。

まず、ポストサミットですが、知事のほうからも御答弁をいただきました。確認をさせていただきたいのが、先ほど3月3日に観光庁が発表された前年度の県外からの宿泊入り込み者数として6.0%の伸びだったんですが、それに対して当初9.3%で試算してみえたんですけど、その点は修正される予定はございますか。

○知事（鈴木英敬） 経済効果というのはあくまで試算ですし、その時点で一定の前提条件や仮定、仮説を置いて計算しているものですから、現状としてそう変わりましたが、我々はさらにいろんな数字を伸ばしていくべく努力をするということであって、その時点での前提や仮説に基づいてつくった経済効果を修正、訂正するということは、現在のところ考えていません。

〔38番 前田剛志議員登壇〕

○38番（前田剛志） 私がなぜこの質問をしているかというのが、アンケート調査をいろいろ各社、銀行なりマスコミなり商工会議所なり、お取り組みいただいている中で、サミットとして経済効果、ないよねという、非常に期待感が高かった分、現実が厳しいというのが数字で示されております。

この試算結果も私的には少し高過ぎたのかなと。直接効果とポストサミットとダブルで入った中で試算もされておる、さらには今指摘させていただいた9.3%での伸びで見ていたのが実際は6.0%であったということで、非常に試算自体も大き過ぎた、あるいは全県的に経済効果が波及するよという、

合い言葉のようにいつもお使いいただいておりますが、なかなかそうはいかないというのは、先ほど積み上げてきた、産業連関表で置きかえできないというのは理解するんですが、その前の観光消費額の増加の金額においては明らかに積み上げた数字が地域間で10倍の差があるというのが、これが現実だと思うんです。

ですから、正しい経済試算を県民の皆様方にお示しもいただきたい。余りにも大き過ぎるバラ色のような経済試算結果で、少し県民の方が誤解をしてもらっているのではないかなと思います。その誤解を解いていただくのも県としての説明責任だと思いますし、あるいは地域間の格差についても、当然私は地域間の格差があるものだと、10倍あってもやむを得ないのかなと思っておりますが、そういった部分を少し軌道修正していただくべきかなと思いますが、知事の御見解はいかがでしょう。

○知事（鈴木英敬） 経済効果自体は、先ほども申し上げましたとおり、その時点での一定の前提をもとにやっているわけですので、それを修正してローリングしていくということは考えてはいませんが、今議員おっしゃっていただいたように、現実としてどういう状況になっているのかということと比較しながらとか、わかりやすく県民の皆さんに実態を御理解いただくような努力というのはしっかりしていかなければならないというふうに思います。

〔38番 前田剛志議員登壇〕

○38番（前田剛志） 手法はお任せいたしますが、少し打ち上げ花火が、アドバルーンが大き過ぎたのかな、私の率直な実感ですが。現実をもう少し、県民の方に誤解されてみえる部分を正しく少し軌道修正もいただく必要性もあるのかなと思いますので、何らかのお取り組みを御期待申し上げます。

そして、事業については、もう時間がありませんので議論はしませんが、国への道路事業補助が、九十数%がポストサミットの事業費の大部分だというのは非常に寂しいのかな。それは、あとでも議論をさせていただくんです

が、特定政策課題枠のあり方をやっぱり見直していかないことには、ポストサミットはポストサミットで本当に交流なり経済効果なり、いろんな、県民の方が期待しているものが実感できる、そういうものに特化すべきだと私は思っております。多分、何回議論をしてもこれは変わらないと思いますので、強く強くその点は要望をさせていただきたいと思います。

そして、予算であります。検討していくということでしたので、余りこれ以上は入りませんが、まず、もう55%シーリングして48億円なんですよ。来年度それで、シーリング、一律に包括配分方式が、各部による、不可能だと思うんですが、その点は部長、いかがでしょうか。

○総務部長（嶋田宜浩） 御指摘のとおり、特に非公共事業はもう15億円というふうになっていますので、今年度予算分が。来年度は、そういったことも含めて全体のあり方を考える必要があるというふうに思っています。

〔38番 前田剛志議員登壇〕

○38番（前田剛志） やり方はいろいろあるかと思いますが、私の思いを提案させていただきましたが、特に特定政策課題枠で370億円という、ほとんどがもうこの特定政策課題枠で運用しておるのが正直なところだと思います。

そうじゃなくて、もっともっと各部局別に必要なものを積み上げていく、シーリングをしていく、査定をしていく、そのことが私は全体として、県全体として厳しい財政事情の中でどう取り組んでいくのかという形になろうかと思っておりますので、そのことが結果として県民の方にも、特定政策課題枠で大きな金額が積み上げられていても、非常に、先ほどのポストサミットじゃないんですが、特定政策課題枠として必要なものを特化して、残りは各部局の中で積み上げていく、それぞれのシーリング幅でシーリングをしていく、それも知事査定も含めながら前段での部局長協議等を含めながら充実いただいて、お取り組みいただけたらと思います。その点も御要望させていただきます。

それで、ふるさと納税ですが、やっぱりまだやる気がないですね。返礼品はいろいろ、パンフレット等々はお送りをいただくということはございませ

たが、決して返礼品競争に打ち勝てるような取組をせよという思いはございませんが、今の全国の状況の中で少し制約をかける動きも出てきておるんですけれども、正直4億円年間税収が減っていくという形の中で、何らかの合法的な形の中で返礼品のPRも含めながら充実をしていくべきだと思いますし、現在博物館なり美術館なり、斎宮歴史博物館のチケットをペアで無料でお送りいただいている、2000円以上で6枚送ったら出し過ぎじゃないのかなというふうにも思うんですけど、そういったものも選択を、納税者の方が選択をしていただけるように、全員に6枚送るのではなくて、例えば温泉の入浴券がいいよね、博物館が好きだから博物館を見たい、美術館が好きだから美術館を見たい、そういう選択権を与えていただいて、寄附していただく方が、結果としての御礼ですけれども、そういうものが充実される形になることによって1歩でも2歩でも税収が上がるのかなという思いもあります。その点、簡単にお答えください。

○総務部長（嶋田宜浩） 返礼品のあり方はいろいろ議論があるところでございますけれども、そういった中で、より県民の皆さん、あるいは県外の皆さんが三重県の事業に興味を持って、共感を持ってもらうようなことをPRしておるかということが1点と、先ほど言いましたチケットについてもいろんな選択肢があろうかと思っておりますので、少し研究をしていきたいというふうに思います。

〔38番 前田剛志議員登壇〕

○38番（前田剛志） ぜひとも前向きに、かつ三重県の税収が上がり、そして三重県に人が訪れていただけるような仕組みづくりを、市町を応援するということも含めながら、前向きに、3度目ぐらいかわからんですけど、要望をさせていただきたいと思っております。

それでは、時間がございませんので、二つ目の項目に入らせていただきます。

命を大切に教育の充実について伺いたいと思っております。

平成29年2月に四日市市内で、県立高校3年生が自宅で母親を殺害し遺体

を遺棄したとして逮捕された事件が発生いたしました。その事案を受け、県教育委員会におかれましては、県立学校の全75校の校長と各市町の教育長宛てに、命を大切にする教育の徹底やスクールカウンセラーの活用などを求める文書を発信されたと聞いております。

内容については、教育関係者として重く受けとめ、教育の原点に立ち戻り、教職員間の情報共有の徹底を図り、組織的に教育活動に当たることが大切とし、改めて児童・生徒が安心して学ぶことのできる環境づくりに努めるよう要請されたと聞いております。

知事におかれましても記者会見で、県立高校に在籍する生徒が逮捕されたことを遺憾に思う、捜査の推移を注視しながら、二度とこのようなことを起こさないよう、社会全体で取り組む方策を考えたいとのことであります。

信じられない驚きを感じる事件であります。過去にも県内におきましては、平成25年8月に朝日町内で中学校3年生を殺害した事件で、高校生1人が逮捕されました。平成27年9月には、伊勢市内で高校3年生が依頼殺人という事件で、高校生1人が逮捕されております。さらには、平成28年10月には、鈴鹿市内で中学校2年生が亡くなったという暴行事件があり、高校生2人を含む4人が逮捕されておるところであります。さらには、最近ですが平成29年2月には、津市内で中学校2年生の自殺があったという大変残念な事件が、また、全国的にニュースに流れるような事件が県内で連続して発生しておるところであります。

そのたびに、教育長、知事ともに、二度と起こらないようにというコメントをさせていただいておるんですが、これだけ連続で発生しておる中で、やはりもう少し、特定政策課題枠ではないんですが、命を大切にする教育についてもっとタイムリーに取り組んでいかなければいけないのかなと感じておるところでもあります。

二度と起こらないように、命を大切にする教育についてどう取り組んでいかれるのか、教育現場における教育長の考え、あるいは総括しての知事のお考えを、あわせてお聞かせいただきたいと思っております。

さらに2点目は、やはり命を大切に教育として学校側としても、非常に難しい、限界もあるのかなと感じておるところであります。やはり家庭教育の充実というのが、一番大切ではないかと考えておるところでもあります。

今まさに県が、三重県家庭教育の充実に向けた応援戦略、仮称ではありますが、策定に向けて最終段階を迎えていただいております。残念ながら最終案におきまして、内容を確認させていただいたんですが、命を大切に教育に特化したものではありませんが、余り書き込みが少なく、読み取りにくい状況でもありました。知事は、社会全体で取り組む方策を考えたいという記者会見でのコメントもございましたが、三重県家庭教育の充実に向けた応援戦略（仮称）での取組内容も含めながら、家庭教育の支援策について知事の御見解をあわせてお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうから2点、命を大切に教育への考え方と家庭教育の部分について答弁させていただきます。

県内において命にかかわる事件等が相次いで発生していることについてはまことに遺憾であり、改めて厳しく受けとめています。お亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様に謹んでお悔やみ申し上げます。

子ども条例の前文に、子どもは一人ひとりかけがえのない存在であり、全ての子どもには自ら育つ力と多くの可能性があることから、自分が受けとめられ、認められていると実感することで自己肯定感を高めることができると記されています。このことから、まず、子どもにとって一番最初で身近な保護者や家庭が子どもを認め、愛情を注ぐことが大切です。

しかし、近年子どもを取り巻く環境が複雑化、多様化している中であって、子どもたちが自他を傷つけ、命を奪うことが決してあってはならないことを理解し、自己肯定感を高めるために、子どもたちの心に響く命を大切に教育を、学校、家庭、地域、企業などがこれまで以上に連携して取り組むことが必要です。

総合教育会議において、いじめや暴力を許さない子どもたちの育成等をテーマに、有識者も入って議論を進めてきました。例えば、道徳教育において、体験談等リアリティーのある教材を活用することが子どもの心に響く効果につながることや、子どもが怒りの衝動をコントロールできなくなったとき、アンガーマネジメントなどの論理的な指導を行うことが重要な観点であるとの考えを示したところです。

一方で、自他の命を尊重する場面において、人生経験豊かな大人が考える当たり前と、子どもの考える当たり前には全く異なる場合があるということを確認した上で、家庭も、学校も子どもたちに接し、きめ細かく寄り添っていかねばならないと考えています。

改めて、子どもたちにかかわる私たち一人ひとりの大人が、子どもが発する予兆をきめ細かく見て、その結果を関係者が素早く情報共有し、課題解決のためにそれぞれの役割や責任を果たしていくことが大切です。

子どもたちはかけがえのない存在です。愛情と情熱で包み込みながら、教育関係者のみならず、全ての県民が一体となって社会全体で取り組んでいきたいと考えています。

そして先ほど、命を大切にすることを議員がおっしゃいました。まさに私も同感でありまして、初期の心のケアとか、そういう対応はするものの、例えばこの3月というのは自殺対策強化月間になっていたりするし、あるいは夏休みの後2学期になるときに子どもたちが不安定になるというようなこともあるので、今のうちから本当に心に、子どもたちに響く命を大切にすることをちゃんと考えないと間に合わないぞということを、今回の事件の折にも教育委員会にも指示をさせていただいているところでありますので、そういう教育をしっかりと実施できるように私たちも取り組んでいきたいと思えます。

そして、家庭教育のことでもあります。子どもの自立を促し、人格の形成を担う家庭教育は教育の原点であり、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、規範意識、自立心

や自制心、社会的なマナーなどを身につけるとともに、自己肯定感を高める上で重要な役割を果たします。

家庭の規模や形態、家族同士のかかわり方など、我が国における家庭、家族のありようが多様化する中で、孤立しがちな家庭や子育て、しつけ、教育に不安を感じる保護者が増加しています。加えて、児童虐待や貧困といった困難な課題に直面している家庭もあります。

このため、現在策定中の三重県家庭教育の充実に向けた応援戦略では、家庭の自主性を尊重するという基本姿勢のもと、それぞれの家庭が置かれている実情に応じて家庭教育応援の取組を進めていくものとしており、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができる環境整備を図るとともに、家庭を取り巻く地域、学校、企業、行政などが一体となり、社会全体のつながりの中で多様な家庭を支えていくこととしています。

具体的な取組としては、例えば保護者同士が語り合い、交流する中で、自身の子育てや親としての役割について考え、気づきを得る場づくり、支えを必要とする家庭に対して、まちづくり協議会や地域包括ケアシステムといった既存のネットワークを活用した見守りや居場所づくりを進める市町の取組の支援などに取り組んでいきます。

子どもたちは、地域社会の希望そのものです。子どもたち一人ひとりが自らをかけがえのない存在としてその可能性を信じ、豊かな人間関係を築きながら人生を大切に歩んでいけるよう、あらゆる立場の者が、全ては子どもたちの未来のためにという共通の思いを胸に取り組んでまいりたいと思います。

確かに命を大切にする教育ということで、家庭でこういうことをやってほしいということを特化して書いている記述というのはありませんけれども、冒頭で申し上げましたとおり、家庭はいろんな、多様な状況にある、その家庭を応援する、そこにおいては家庭教育が果たす役割が、先ほど言いましたような、他人に対する思いやりとか規範意識とか自立心、そういうものも養うものでありますので、多様な家庭を応援するという中で今みたいなことが子どもたちの中に育っていく、人格形成されていくということを応援してい

きたいというふうに思っています。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 命を大切にせる教育について学校でどのように取り
組むかについて、御答弁申し上げます。

まず、県内で命に関する事件等が発生していることについて、教育に携わ
る者として重く受けとめ、自らの力のなさを痛感しています。お亡くなりにな
られた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、御遺族に対し、心から
お見舞い申し上げます。

就任以来私は、命は生きる力そのもので、かけがえのない大切なもので
あり、自らも多くの命によって生かされていることを実感する教育の重要性を、
市町教育委員会、学校に訴えてまいりました。

各小・中・高等学校においては、人間としてのあり方、生き方の基本とし
て、困難や失敗に直面したとき、それを乗り越えるには自分のよいところを
自分が認めるといった自己肯定感を育む取組が道徳や特別活動などの時間
に行われており、例えば、自らの必要性や存在感を確認できる異年齢交流、素
直な、あるいは思いも寄らない反応を示す乳幼児とのふれあい体験、地域の
獣医師会と連携して動物の日常の世話や死により、愛するものを失う喪失感
を学ぶ動物愛護教室など、命の尊さや自己有用感に気づく取組が行われてい
ます。

県教育委員会では、このような効果的、具体的な取組を情報収集、共有し、
市町教育委員会と連携し、今後の教育実践に生かしてまいります。

また、教職員一人ひとりが子どもたちのサインを学校内や家庭とで情報共
有を行うとともに、スクールカウンセラーなどの専門家の協力を得ながら早
期からの組織的な対応や教職員のカウンセリングマインドなどを高めるため、
専門家による研修の複数回実施など、取り組んでまいります。

あわせて、スクールソーシャルワーカー活用事例集やネットトラブル対応
事例集を年度内には作成、配布し、今後の研修などに活用してまいります。

何よりも子どもたちが夢と希望を持って輝く未来に踏み出せるよう、全力

で子どもたちの心に響く命を大切にする教育に取り組んでまいります。

なお、県内の中高校生の皆さんには、次の一文を送りたいと思います。

「親思う 心にまさる親心 今日のおとずれ 何ときくらん」。

以上でございます。

〔38番 前田剛志議員登壇〕

○38番（前田剛志） 御答弁ありがとうございました。

これをやれば対応できるという方策は、なかなか難しいかと思えます。かと言って、じゃ、形だけ整えればいいかとなれば、尊い生命がまた失われる、あるいは将来のある若者が人生を失ってしまうようなことが発生しますので、ぜひともそれぞれの取組の中で強力にお進めをいただきたいと思えます。

特に、知事のほうからも早急の取組をとという力強い御答弁もいただきましたが、先ほど話があった応援戦略での取組、もう少し、要望で結構なんですけど、直接的な、家庭の自主性を重んじるということは大事ではあるんですけども、その中で生きる力、あるいは命を大切にする視点、そういったことをもう少し、まだ間に合いますので、ちょっと無理かな、非常に厳しいタイミングではありますが、見直しも含めながら、可能ならば書き込みもいただければと思います。御要望したいと思います。

そして、教育長にも力強い御答弁もいただいて、もう一年延長してやっていただけるのかなという、先ほどの答弁も聞かせていただいてはおりましたが、非常にづらい事象の中で取り組んでいただいておりますということに感謝を申し上げるところでもあります。

が、しかし、学校現場でやれることというのは限られているんですが、でもやっぱり学校現場でやれることも多くあるというのも事実だと思います。先ほどの答弁にもいただきましたが、学校での動物愛護教育等を含めながら、やはり人格形成期の幼稚園、保育所、小学校低学年のときに、いかにそういう命の大切さの教育を、人格形成とともにつくっていただけるのかというのが一番肝要なのかなとも思っております。

後で小動物の動物愛護推進の質問もさせていただきますが、ややもすると学校現場で少し、そういった取組が繁忙感に追われて、小動物の教育ということが、昔はウサギなりいろんな小動物が学校にいて、そういうことを教えていただいたかなど。今はもうほとんど、学校へ行っても、そういう小動物は管理するのが大変ですしという部分の中で、ややもすると先生方も非常にあれもこれもという、学力は向上しなければいけませんし、非常に多忙な中で苦慮いただいておりますのではないかと思います。

そういったことから教員多忙、あるいは知事がおっしゃられた、子どもの発する予兆を見過ごさないようにというのが、防止する手法の中で最後の切り札だと思っております。そのためにも、やはり教員の方が、少し業務が過密になってきておるのかなというところもあろうかと思っておりますので、次年度、国においてもマニュアルが示されるやにも聞いておりますが、少しそういったことも全体的な中での取組のバランスを含めながら改善もしていただき、そしてまた、幼児期、あるいは小学校低学年時期というのを、命の教育の充実等々を含めながら御要望申し上げたいと思います。

最後に、2分しかなくなってしまうので、簡単に質問をさせていただきますので、御答弁よろしく申し上げます。

三重県動物愛護推進センター 愛称あすまいるについてであります。もう服部議員の質問で大体内容はわかりましたので、簡単に2点質問させていただきます。

1点目が、そのときの健康福祉部長答弁で、早い時期に犬、猫の殺処分数ゼロに向けた取組をしていくという心強い答弁をいただいたんですが、やはりまだまだマイクロチップの取り付けの助成やら、町猫の不妊手術の助成やら、そういった支援も必要なのかなと思います。その点についてお聞かせください。

それとともに、最後に、（パネルを示す）これが、私も知らなかったんですが、条例を制定してはどうかということで聞き取りをしておる中で、現行条例があるということを知りました。余りにも時代錯誤の内容でございませ

て、犬の係留、あるいは犬の抑留、さらには野犬等の掃討ですね。辞書で調べたら、残らず払い除くこと。薬物を使用して全部殺してしまえ、そういう恐ろしい条例が、今の三重県の条例でございます。このことから、せつかくあすまいるをつくっていただいたなら、さらなる充実に向けてお取り組みをいただきたいと思いますので、基金も含めながら条例の制定をいただければと思います。

御答弁よろしく申し上げます。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 質問いただきました。順次、お答えさせていただきます。

まず、マイクロチップの装着ですけれども、マイクロチップや迷子札を装着する所有者明示の取組でございますけれども、これは災害時の失踪などがあった場合に非常に有効な手段というふうに考えております。

このため、県では、新たに整備します三重県動物愛護推進センターの事業の中で力を入れていきます犬、猫の譲渡、これを県がする場合は、マイクロチップを装着した上で譲渡すると、そういうことを考えております。

一方で、これは、本来は飼い主の責務というふうに考えておりますので、厳しい県の財政状況の中ではこれらに対する助成は現状ではちょっと難しいのかなというふうに思っています。

それから、町猫対策ですね。これにつきましても有効な取組でございます。新たに設置します推進センターでは、町猫の取組というのは、猫を保護して不妊・去勢手術をした上で元の場所に戻す取組でございますけれども、その中で新たに設置いたします推進センターでは、診療室を利用いたしまして、不妊・去勢手術を行うということを考えておまして、これは県が直接無料で行うということを考えておまして、経費的な助成については今のところ考えていないというところでございます。

それから、条例でございます。三重県動物の愛護及び管理に関する条例ということでございますけれども、この条例は動物の愛護及び管理に関する法

律に基づき、動物愛護の推進、それから動物による危害の防止を目的として定めておきまして、いまだに有効な条例だというふうに思っておりますけれども、平成25年に法改正があったとき、条例も所要の改正をしたわけでございますけれども、一方で動物愛護管理推進計画では、将来的に殺処分数をゼロにすることを目指すとか、そういう書き込みもしております。そうした中で三重県動物愛護推進センター 愛称あすまいるもスタートするというところで、そういったことについても規定する必要、先進県でも入れておりますので、必要があるのかなというふうに思っております。

一方で、この法律については施行5年目、これ、平成30年をめどに検討を加えるということになっておりますので、その中でタイミングとしてはそういった時期もにらみながら、条例の改正については、これは殺処分数ゼロを目指すということも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔38番 前田剛志議員登壇〕

○38番（前田剛志） 終結します。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（日沖正信） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件あります。

最初に、芳野正英議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。24番 杉本熊野議員。

〔24番 杉本熊野議員登壇〕

○24番（杉本熊野） 午前中の芳野議員のダイバーシティ社会の実現について、男女共同参画の推進の観点から関連質問させていただきます。

ダイバーシティ社会推進課が、来年度設置をされます。それに伴って、男女共同参画・NPO課が男女共同参画班に格下げになりました。課長が班長になるわけですが、課長と班長には大きな差があります。課長は、管理職です。事業などの決定とか推進に、一定の権限があります。班長は、管理職ではありません。行政や企業における女性の登用率をカウントするときに、課長級以上の女性の数を今カウントしているところです。

そんなこともあって、今回男女共同参画課が班に格下げになるということ

について、県内で、特にこれまで男女共同参画にかかわってきた、そして今取り組んでいる県民、女性たちから、いろいろな声をいただいているところです。元県議会議員の福山瞳さんからも問い合わせをいただいているところです。それは、課を班に格下げしても大丈夫というほど三重県の男女共同参画は進んでいないのではないかという、そういう現実を捉えてのことだというふうに思っております。

そこで、こんなふうに格下げをしても、ダイバーシティ社会推進課の設置によって男女共同参画は、より一層進むと考えておられますでしょうか。また、これ、進むとを考えておられると思うんですけども、それならば、どのように進めていこうと考えておられるのか。

先日の、2月22日の北川県議会議員の質問に対して、ダイバーシティ推進方針を策定すると、そういうお考えを知事のほうから示していただきましたけれども、できればもう少し、大枠についてでも結構ですので、具体的に知事のお考えなり、思いなりをお聞かせください。

○知事（鈴木英敬） 格下げという言い方は、私、県庁職員の仕事のモチベーションとか、職員のメンバーに仕事を頑張ってもらわなければならない立場にあって、そういう格下げというような言葉を使われることは大変遺憾です。一生懸命頑張っていく職員たちがいる中で、そういうようなおっしゃり方は大変残念です。

その上で、御心配いただいているんだということで申し上げさせていただきますけれども、課の名前はダイバーシティ社会推進課という課になりますが、男女共同参画班という、今、班、6人いますけれども、6人は全く同じ人数で、ダイバーシティ社会推進課においても班で人数はそのまま、ほかのところで人数が減っているところが多い中であって、維持されます。

加えて、条例施行から25年以上がたって、庁内には男女共同参画の推進会議もある、有識者の皆さんからお聞きする審議会もある、それから、計画もある、予算もある、そういうようなことで、あと、施策を実行するための外部組織としてフレンテみえもある、そこのセンター長に女性も配置をしてい

るといふようなことで、一定の仕組みが定着をしてきているので、課の名前が変わったからといってそれが後退するということはおよそ、全くあり得ないといふふうに思います。

そこで、これ、実は私が知事になったときに、子どもの育ち推進課をやめて少子化対策課にするときに、杉本議員からも御意見いただいたかと思うんですが、より大きな概念を一つ示すことで、その個別の施策をしっかりと進めていきたいという、そういう思いなんです。

例えば、類似の例で言いますと、類似といふか例で言いますと、今、働き方改革という話がありますね。これは、例えば長時間労働是正というものがある、長時間労働是正という個別のことを進めていくときに、業務量の縮減とか、あるいは時間外勤務の上限設定とか、そういうような直接かかわることだけじゃなくて、例えばテレワークの推進とか、あるいは男性の育児休業の取得促進とか、そういうもっと広い範囲で働き方改革というのを進めることで、結果、この長時間労働是正もされていくというような考え方で、今回の場合もダイバーシティ社会の推進という、女性、障がいを持っている方々、ある、なし、それから、いろんな高齢者の方、いろんな人たちが、多様な人材が活躍できる、そういうダイバーシティ社会をつくることで、結果として男女共同参画の部分もしっかり進めていきたいというように思います。

ちなみに、女性の管理職登用率が全国1位の鳥取県には、男女共同参画という名前のついた課はありません。

〔24番 杉本熊野議員登壇〕

○24番(杉本熊野) 格下げについては、人のことについて言ったわけではなくて、職がやっぱり班の上が課なので、課長がやっぱり、課長からが管理職です。ですので、そういった意味で申し上げました。

ダイバーシティという言葉は、実は男女共同参画の中ではずっと使ってきた言葉です。特に、国では経済産業省を中心に使われてきた言葉だと思えます。ようやくこうやって出てきたんだなという思いもあります。

けれども、一つ、今知事が、特に女性活躍推進とか、それから働き方改革に光を当てておられることは評価もしますし、うれしいことだとは思っているんですけども、一つ心配なのは、男女共同参画はあらゆる分野です。ですので、地域づくりであるとか、環境、教育、メディア、農林水産業、本当に、政治も含めてですけども、多くの分野にわたりますので、そのあたりのところが、課から班になることによって権限が少し変わりますので、班長と課長では少し違いますので、私はそのあたりのところが心配だということを申し上げたんです。

もう一つだけ質問させていただきますと、先ほど少し触れられましたけれども、県庁における女性の管理職登用についてであります。そのことが、男女共同参画の一つの指標にもなろうかと思えます。現状は、8%です。この前の女性活躍推進法における三重県特定事業主行動計画では、2020年に30%という数字を上げられました。そのとき、嶋田総務部長からはちょっとチャレンジな数字ではありますというふうにはお答えいただいたんですけども、そのことについては、上げたということについては評価をさせていただきたいと思っています。これは、部長級3人、次長級3人、課長級56人という、数字もそのとき示していただいたところなんですけれども、このあたりが一つの指標になるとすれば、ダイバーシティ社会推進課によってそのことが進むのではないかというふうな期待もしているところでもあります。

そのあたりの知事のお考え、意気込みをお聞かせください。

○知事（鈴木英敬） 県の目標としては、2020年までに、教育、警察も含めて管理職、女性登用10%。教育、警察を除く知事部局で30%という目標でありますけれども、今、人事も最終調整中ですけども、目標年次の2020年まではまだありますが、着実に進展するような数字に、何とか、数字を上げるために人事をやっているのではありませんので、基本的には適材適所をやる中で、そういう女性の皆さんの職域も拡大していくという基本的視点ではありますけれども、着実に目標達成に向けて頑張っていけるようにしていきたいというふうに思います。

[24番 杉本熊野議員登壇]

○24番(杉本熊野) 先日の、9月のW I T2016、それから3月1日のみえの輝く女子フォーラムで、カルビーの松本会長が御講演いただきました。何でも言われたのが、女性の地位向上は、リーダーの力技。既得権を奪うことは下からやれるものではない。上からリーダーがやるもの。力技ですよって、これ、何でも2度の講演で言われた言葉なんです。そのあたりのところも、知事はよく、何でも松本会長とは意見交換もしておられるので、よく御承知のことだと思いますけれども、私はダイバーシティというこのキーワードは、これからの組織づくりや社会づくりにとっては極めて重要なキーワードだというふうに思っております。このキーワードによって男女共同参画が、多文化共生も、L G B Tも、障がい者の社会参画も、進んでいきますことを期待申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
(拍手)

○副議長(日沖正信) 次に、前田剛志議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。31番 津田健児議員。

[31番 津田健児議員登壇]

○31番(津田健児) ありがとうございます。

隣の服部議員が、杉本議員のほかに誰が関連質問するんやと言ったので、私と言ったら嫌な顔をしていますけれども、ちょっと手短かに質問をさせていただきたいと思います。

山口教育長におかれましては、本当にお疲れさまでございました。あともうちょっとありますけど、本当にお疲れさまでございました。教育長を離れましたも、教育、人づくりについて携わっていただきたいというふうに思っています。

来年度からやっとなら地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が、前々からあったんですけれども、新教育長が誕生するということを聞いております。今は教育委員会を代表する森脇教育委員長、実務を担当する教育長ということでございますが、4月から議会が同意して、知事が任命するとい

うことでございます。知事の考え方がより浸透する教育の制度になっていくわけでございますけれども、前田議員の命を大切にする教育を、じゃ、どこでという、社会全体で、学校教育の中でと言われておられますけれども、じゃ、具体的にどこだということを考えると、私は道徳の時間ではないかなというふうに思っています。

2年前に、四日市市の中2の少女が朝日町内で殺害をされました。今回もございました。自ら命を絶つこともだめですし、奪われることも決して許されることではないんですけれども、どこで教えるかという、やっぱり道徳の時間ではないかなというふうに思っています。

小学校、中学校は、これは義務で、1年生は34時間、2年生以降は35時間でございます。どこかの、認定されるかどうか、大阪の小学校は百数十時間ということでございますけれども、やっぱり年間、高校教育の中で数時間ぐらいは、私は道徳の時間を設けるべきだというふうに思っています。

以前、教育長のほうから、検討しますということでございましたけれども、その回答を再度です、再度お聞きしたいと思います、よろしく願います。

○教育長（山口千代己） 県立学校におきましては、道徳という時間はないということは、御指摘のとおりでございます。

そんな中で、例の事件を、一件を受けて、年間の指導計画をつくるようにということで校長先生方をお願いをしておるところで、それについても、実践的な活動も含めるようにということもお願いしておるところでございます、計画はできつつあるんですけど、中身についての確認をしっかりとしていくことが今後は大事なのかなと。あるいは、小・中学校のように道徳教育推進教師というのを置くか置かないかとか、そんなあたりについてはまだこれからのところかなと思っています。

以上です。

[31番 津田健児議員登壇]

○31番（津田健児） 道徳の時間を数時間持つということは、教育長が変わら

れても何回も何回も何回も何回もしつこく要望したいなと思うんですが、シラバスの中に入れて、それをみんなで議論するという事は非常に大事やと思います。

道徳推進教諭でしたっけ、それも非常に大事なんですけれども、ある先生に、公立の先生なんですけれども、私、こういうことを聞いたんですね。道徳教育推進教諭か教師って、ちゃんと機能しているのって学校の先生に聞いたら、そんな先生、いるのって言われたんですね。現場の中で誰が道徳教育推進教師かわからないということは、多分その議論もないし、話題もないんだと思うんですね。実際問題、道徳教育推進教師は文部科学省の局長通知か何かで定めなければならないというふうにされているんですが、実際問題機能していないですね。

前々から鈴木知事も要望している、例えば『私たちの道徳』の持ち帰りも、まだ学校保管で、子どもたちの目に触れさせないような現場もあるんですね。

だから、やっぱり道徳の時間を入れることによって全てが解決するという事ではないんだけど、道徳教育推進教師を中心として、あるいはシラバスに入れて、本当は時間に入れて学校全体で取り組むような姿をやっぱりしてほしいなと思うんですが、道徳教育推進教師の機能のあり方だとか、ついでに、『私たちの道徳』の持ち帰りについて徹底、最後にしていただくか、ちょっとそれをお願いしたいと思います。

○教育長（山口千代己） 道徳教育推進教師は義務教育、小・中学校に置かれておるということで、その意識がないということについては、市町教育委員会と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

そして、持ち帰りについては、我々の調査では結構持ち帰る率が増えてきております。それは、100%にしていくことは大事なんですけど、一番大事なことは、『心のノート』なり道徳については親子で話し合おうと、『心のノート』で、しっかりと、持ち帰って家庭で話してもらおうということが大切ですので、そのあたり、保護者の理解も得ながら、しっかりとやっていく必要があるのではないかなと思っております。

以上です。

[31番 津田健児議員登壇]

○31番（津田健児） 教育長、そのとおりでございます。

持ち帰っていただいて親子で話し合う時間が大切だと思っておりまして、しっかりとよろしく願いいたしたいと思います。

最後に、知事が先ほど道德教育を社会全体の中で、あるいは道德教育の中でしっかりとやりたいと、教育委員会に指示をしましたという答弁がございましたけれども、これ、もう気づいていらっしゃると思いますが、これ、指示じゃなくてお願いなんですね。先にちょっと言っておきますけれども。

でも、4月から、思いが強過ぎてそうなったんですけど、4月から指示に近いような、やっぱり知事、4月からもう教育委員会は別個の行政組織でございましてけれども、新しくなる新教育長というのは知事の思いがしっかりと伝わるような、直接指名するわけですから、しっかりと伝わる教育長にはなるわけでございますので、道德教育は大切だということは誰でも言えると思うんですけども、やっぱりきちっと現場を動かしていただけるような新教育長を選んでいただきたいというのと、それからもう一つは、知事は教育は1丁目1番地と、1回目の選挙も2回目の選挙もかなり力を入れて選挙を戦っておりましたが、この新教育長を指名するに当たって最も重要視するものは何か、教えていただきたいなと思います。

○知事（鈴木英敬） 今の山口教育長も、お願いではありますが、大変よく、諸般の事情を考慮しながら一緒に歩んでしっかりとやってくれているという大前提で、先ほど、法律の制度の変更などもあって、大変重要な職務でありますから、やっぱり現場の皆さんとしっかりコミュニケーションができる人材ということと、あとやっぱりこの、時代に求められていることとかを、守るべきものはしっかり守るんですけども、時代に求められているものとかをしっかりと柔軟に、変化に対して前向きにチャレンジしていけるような、そういう人が、山口教育長もそういうのをちゃんとやってもらっていますけれども、そういう資質は重要な資質であろうというふうに思います。

[31番 津田健児議員登壇]

○31番（津田健児） 山口教育長は、確かにそうでした。私、教育警察常任委員会のときに、教育委員会の方々と懇談する機会があるんですけども、教育委員長はそのとき、学力テストは本当の学力を示していないということを言い切るわけですね。教育長は、そうじゃないということ言うんですね。だから、本当に教育委員会制度の弊害がここにあるのかなというふうに思っていましたけれども。

知事の思いというのをしっかりと受けとめて、教育長はやっていただきました。本当にお疲れさまでございました。

ちょっと早いですけれども、これで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（日沖正信） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

議 案 の 上 程

○副議長（日沖正信） 日程第2、議案第73号から議案第100号まで及び議案第102号を一括して議題といたします。

本件に関する質疑の通告は受けておりません。

議 案 付 託

○副議長（日沖正信） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第73号から議案第100号まで及び議案第102号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（日沖正信） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
88	三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
73	平成28年度三重県一般会計補正予算（第7号）
74	平成28年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）
75	平成28年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
76	平成28年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第3号）
77	平成28年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
78	平成28年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
79	平成28年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
80	平成28年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
81	平成28年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
82	平成28年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
83	平成28年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

8 4	平成 2 8 年度三重県水道事業会計補正予算（第 3 号）
8 5	平成 2 8 年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）
8 6	平成 2 8 年度三重県電気事業会計補正予算（第 3 号）
8 7	平成 2 8 年度三重県病院事業会計補正予算（第 3 号）
8 9	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
9 0	土木関係建設事業に対する市町の負担について
9 1	平成 2 9 年度三重県一般会計補正予算（第 1 号）
9 2	平成 2 9 年度三重県債管理特別会計補正予算（第 1 号）
9 3	平成 2 9 年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第 1 号）
9 4	平成 2 9 年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第 1 号）
9 5	平成 2 9 年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
9 6	平成 2 9 年度三重県水道事業会計補正予算（第 1 号）
9 7	平成 2 9 年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
9 8	平成 2 9 年度三重県電気事業会計補正予算（第 1 号）
9 9	平成 2 9 年度三重県病院事業会計補正予算（第 1 号）
1 0 0	知事等の給与の特例に関する条例案
1 0 2	平成 2 9 年度三重県一般会計補正予算（第 2 号）

休 憩

○副議長（日沖正信） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午後 3 時 24 分休憩

午後 3 時 25 分開議

開 議

○議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委 員 長 報 告

○議長（中村進一） 日程第 3、議案第 101 号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。館 直人予算決算常任委員長。

〔館 直人予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（館 直人） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案のうち、3月3日までに審査を終えるよう期限を付されました議案第101号平成28年度三重県一般会計補正予算（第8号）につきましては、去る3月2日、該当の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（中村進一） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

議案第101号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第101号の可決に伴い、計数を整理する必要が生じたので、会議規則第35条の規定により、議案第101号に係る計数の整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中村進一） お諮りいたします。明7日から20日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、明7日から20日までは休会とすることに決定いたしました。

3月21日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時28分散会